

LIBRA

合併号 2026年1・2月号

〈特集〉

区分所有法等改正のポイント —後編・マンション管理の円滑化—

〈インタビュー〉

能楽師、重要無形文化財総合指定能楽保持者 鶴澤 久さん





東洋のドーバー

千葉県铫子市「屏風ヶ浦」の夕景。海岸沿いに約10キロにわたって断崖が続くことから、「東洋のドーバー」とも称される。

この景色、JR铫子駅で铫子電鉄「犬吠崖っぷちライン」に乗り換え、終点外川駅から2時間ぐらい歩くと見ることができる。観光客はほとんどおらず、自販機すらない。ローカル線に揺られて最果て気分を味わうには絶好のスポットです。

会員 坂 仁根 (70期)



東弁公式キャラクター『べんとらー』

新年のご挨拶

02 弁護士制度150年の年から東京弁護士会創立150年に向けて 会長 鈴木善和

特 集

04 区分所有法等改正のポイント

—後編・マンション管理の円滑化—

- | | |
|--|------|
| 第1 「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律」 | 鎌野邦樹 |
| —後編「マンションの管理における課題」について | 大川果也 |
| 第2 集会の決議一般を円滑化するための仕組み | 保高睦美 |
| 第3 区分所有建物の管理に特化した管理制度 | 河野浩士 |
| 第4 その他の管理の円滑化に資する仕組み | 香川希理 |
| 第5 マンション管理適正化法 | |

インタビュー

20 能楽師、重要無形文化財総合指定能楽保持者 鵜澤 久さん

ニュース&トピックス

24 第40回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

連 載 等

25 理事者室から

mints, mints, mints! 西川一八

26 常議員会報告 (2025年度 第7回)

27 常議員会議長席から

- ・常議員会議長の「お役目」 志賀剛一
- ・副議長席に座ってみて 海老原信彦

28 今こそ変えるぞ! 再審法

第9回 褒田事件のその後—再審無罪確定ですべて終わるわけではない 伊藤修一

29 東弁今昔物語～150周年を目指して～

第40回 臨司意見書と臨司反対運動 梶嶋裕之

30 刑事弁護委員会からのお知らせ

国選弁護等援助金制度の概要(後編) 米澤弘文

32 法律家のための税法知識

第9回 特別清算による不良債権償却について損金算入が否認された事例 大澤康泰

35 こんな活動しています～法律研究部・同好会～

vol.10 農林漁業法律研究部 弁護士×農林漁業!? 小野 渡

36 わたしの修習時代：私の人生の大変貴重な時間 36期 小島延夫

37 77期リレーエッセイ：「幅のある弁護士」を目指して 柏尾 稔

38 心に残る映画：『アルカトラズからの脱出』 福井達也

39 コーヒーブレイク：マッシモ劇場前でファルコーネ判事を偲ぶ 鶴巻 晓

45 インフォメーション

新年のご挨拶

弁護士制度150年の年から 東京弁護士会創立150年に向けて

東京弁護士会会長 鈴木 善和



新年おめでとうございます。短かった秋を経て私ども役員一同にとりましては任期の4分の3を終えて残り3か月となりました。これも会員皆様からの励ましのお陰です。時折、お身体に気を付けてとの温かい言葉をお掛けいただきこともこころなしか増えてまいりました。この場をお借りしまして、改めて厚く御礼申し上げます。

昨年は戦後80年の重みを私も感じました。「8月15日を迎えての会長談話」に加えて、「80回目の終戦の日を迎えて民間戦災者に対する援護法の制定を求める会長声明」を出させていただきました。同声明が求めた昨年中の援護法の成立は実現していませんが、世田谷区において同趣旨の条例として成立しましたことは大きな一歩であったと思います。引き続きこの問題には粘り強く取り組んでまいります。

変わらぬご理解とご支援をお願い申し上げます。

さて、今年2026年（令和8年）は弁護士制度150年目を迎えます。2030年（令和12年）には当会がいよいよ創立150年を迎えます。

これは私の癖のようなもので申し訳ありませんが、何かを展望する際に、「川を上れ、海を渡れ」という言葉が頭を横切ってまいります。そこで、新春でもありますので、普段触れられない話題としまして、少々この2つの150年の川を上ってまいりたいと思います。

まずは弁護士制度150年目です。1876年（明治9年）2月22日、代言人規則が公布され、免許代言人が誕生しました。これが日本における弁護士制度の始まりとされています。

実は、これに先立つ1872年（明治5年）8月3日には、近代的司法制度の整備を目的とした司法職務定制が制定されておりました。この司法職務定制により、全国に裁判所が設けられ検察官制度が新設されるとともに、後の弁護士にあたる「代言人」のほか、証書人（公証人に相当）、代書人（司法書士に相当）についても初めて規定されるなど、司法制度の近代化が進められました。

しかし、司法職務定制下では誰でも代言人になれました。それ故、当然のことながら代言人としてその職務を担う者の実情は、玉石混淆の弊害を免れませんでした。代言人規則の制定により、代言人制度は、試験に合格した者にのみ免許を与えるものへと整えられ、代言人の資質も向上し現在に至るプロフェッショナルとしての歩みを始めたとされています。

次に東京弁護士会150年についてです。代言人規則が1880年（明治13年）に改正されました。改正代言人規則において、地方裁判所本庁の管轄ごとに代言人組合を作ることと代言人の組合への強制加入が定めされました。同年6月29日、東京代言人組合の創立総会が84名の出席により開かれました。役員選挙の結果、元田直が会長に、星亨と目賀田種太郎が副会長に選出されました。

ちなみに、横浜代言人組合は同年6月27日、大阪組合代言人会は同年9月30日にそれぞれ創立されたとのことです。なお、東京代言人組合の組合規則が認許されたのは同年7月31日ではありましたが、当会では創立総会の開催日を以て「創立記念日」としております。

そして、「弁護士」の誕生です。

1893年（明治26年）2月25日、弁護士法（旧々弁護士法）が成立し、同年3月4日公布、同年5月1日の施行により「弁護士」という職名もスタートしました。東京代言人組合も東京弁護士会として改めて発足し、今日までの歩みを進めてきたというのが大きな流れです。

もとより、代言人規則も明治26年弁護士法も代言人・弁護士の管理統制を目的としたものでもありました。

日本国憲法に弁護士という職が明記され（憲法77条1項）、旧弁護士法の全部改正によって制定された弁護士法（1949年（昭和24年）9月1日施行）のもとで高度の弁護士自治を獲得するまでの困難な環境下でも、弁護士の職責を全うされるべく歩んでこられた先人に頭を垂れ、敬虔な気持ちで、新年のご挨拶とさせていただきます。

NEW YEAR 2026

区分所有法等改正のポイント —後編・マンション管理の円滑化—

マンションの管理と再生の円滑化を大きな柱とした法改正のポイントを紹介する本特集の後編は、管理の円滑化です。

今回も、冒頭の第1で、法制審議会区分所有法法制部会委員を務めた鎌野邦樹・早稲田大学名誉教授に、建物敷地売却や一棟リノベーション、管理の円滑化についてご執筆いただきました。

今回のテーマである管理の円滑化については、集会（総会）の議決要件の改正、マンション等に特化した財産管理制度など重要な法改正が目白押しとなっています。

また、今回の区分所有法等の改正により、管理規約の見直しが必要になることから、国土交通省から法改正を反映したマンション標準管理規約も公表されています。

（国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mansionkiyaku.html>）

弁護士業務改革委員会 マンション部会

CONTENTS

〈後編・マンション管理の円滑化〉

第1 「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律の一部を改正する法律」—後編「マンションの管理における課題」について	5頁
第2 集会の決議一般を円滑化するための仕組み	8頁
第3 区分所有建物の管理に特化した管理制度	10頁
第4 その他の管理の円滑化に資する仕組み	14頁
第5 マンション管理適正化法	17頁

〈前編・マンション再生の円滑化〉 * 2025年12月号掲載

第1 「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」—前編「再生の円滑化」について	
第2 区分所有建物の再生の円滑化を図る方策	
第3 被災区分所有建物の再生の円滑化を図る方策	
第4 マンションの再生等の円滑化に関する法律	

関係法令、条文の表記について

- ・建物の区分所有等に関する法律（区分所有法）
第1については、改正前の条文を「改正前〇条」、改正後の条文を「改正法〇条」、第2以降は、改正前の条文を「旧区分所有法〇条」、改正後の条文を「新区分所有法〇条」、改正のなかった条文を「区分所有法〇条」と表記する。
- ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律（マンション管理適正化法）
改正後の条文を「改正管理法〇条」と表記する。
- ・マンション標準管理規約（標準管理規約）
改正後の標準管理規約（単棟型）の条文を「改正標準管理規約〇条」と表記する。

「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」 —後編「マンションの管理における課題」について

早稲田大学名誉教授 鎌野 邦樹

1 マンションの建替えは促進されるか

今般の区分所有法の改正によってマンションの建替えは、促進されるであろうか。筆者としては、区分所有者および議決権の5分の4以上または4分の3以上の賛成による集会決議が調うのであれば、本来区分所有建物にあっては、管理だけではなく建替えについても集会における区分所有者の特別多数決議により決定されることから、可能な限り建替えを促進すべきであると考える。ただ、実際上の問題は、前号で述べたように、余剰容積、区分所有者の永住志向、高齢者にとっての2度の引っ越し、そして何よりも費用負担から、相当困難であるといえよう。なお、1回目の建替えが実現したとしても、50年後または100年後若しくは200年後の再度の建替えは、今後の人口動態や余剰容積を考慮するとほぼ不可能であろう。

2 建物敷地売却決議等による「解消」は促進されるか

(1) 改正法64条の6第1項は、敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であるときは、集会において、区分所有者、議決権及び当該敷地利用権の持分の価格の各5分の4以上の多数で、建物及びその敷地を売却する旨の決議をすると定め、同条第2項では、当該決議においては、売買の相手方となるべき者の氏名又は名称（1号）や売却による代金の見込額（2号）等を定めなければならぬとした。同条3項は、改正法62条2項を除外していないから、耐震不足等の場合には4分の3以上の決議で足りる。

建物敷地売却決議にあたっては、当該建物敷地の売買の相手方が存在し、その相手方がどのぐらいの代金で買うかは、区分所有者が当該決議の贅

否を決する要素であることから、同条2項はこれらを決議事項とした。なお、改正法は、建物敷地売却決議のほか、それぞれのマンションの事情に応じ対処できるように、建物取壊し敷地売却決議（改正法64条の7）および取壊し決議（改正法64条の8）の規律を設けた。

(2) マンション等の区分所有建物については、老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、建物の価額その他の事情に照らし、建物がその効用を維持し、または回復するのに過分の費用を要するに至る場合があり得る。このような場合には、当該マンションに「過分の費用」をかけたところで、費用倒れとなり、そのための費用は無駄となってしまう。平成14年（2002年）の改正前の区分所有法においては、この「過分の費用」が建替えのための客観的要件であった。しかし、何をもって「過分の費用」とするのかは、曖昧であり、これ自体が争いとなり得ることから、この要件は廃止され、基本的には、区分所有者および議決権の各5分の4以上の主観的要件のみで建替えが可能となった。

ただ、老朽化等により当該マンションの建物に費用をかけても、その効用を維持し、または回復するのに「過分な費用」となる場合は、現実にはあり得る。そのような場合において、建替えのほか、一棟リノベーション（後記）による新たな再生手法を用いることができればよいが、それらについても合意形成が困難なときもある。そこで、当該マンションが所在する自治体は、建築の専門家等を当該管理組合に派遣して、区分所有者に「費用の過分性」を十分認識してもらい、最終的には、建物敷地売却等（改正法64条の6～64条の8）の方向での合意形成を促すことになろう。

3 一棟リノベーション（建物の更新）は促進されるか

改正法64条の5第1項は、一棟リノベーション（建物更新決議）について、次のような規律を創設した。「集会においては、区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及び議決権の各5分の4以上の多数で、建物の更新（建物の構造上主要な部分の効用の維持又は回復（通常有すべき効用の確保を含む。）のために共用部分の形状の変更をし、かつ、これに伴い全ての専有部分の形状、面積又は位置関係の変更をすることをいう。次項において同じ。）をする旨の決議（同項及び第3項において「建物更新決議」という。）をすることができる。」。これは、改正前の規律でも共用部分の変更については集会における多数決議によりそれが可能であったが、専有部分の変更については当該専有部分の区分所有者の全員の同意を必要とすることになるため、実際には、一棟リノベーション（建物更新決議）は不可能であった。改正法は、これを多数決議により可能とするものである。

それでは、どのような一棟リノベーション（建物更新決議）が優先してなされるべきか。筆者は、改正法62条2項の各号に掲げられた事項は、どれも重要であり、すべてがなされることを望む。しかし、既に述べたように、近い将来大規模な地震が発生するといわれているなかにおいて、まずは旧耐震基準のマンションについては居住者の生命に係わることから耐震補強工事を優先すべきであると考える。同条3項は、「62条（第1項及び第4項を除く。）」とされていることから、耐震補強工事は改正法62条2項により4分の3以上の賛成で可能である。

4 マンション管理の円滑化

（1）管理の円滑化について、改正法は、多様な措置を講じたが、以下では、そのうち特に重要な改正であると思われる、

① 所在等不明区分所有者の決議の母数からの

除外（改正法38条の2）

- ② 出席者多数決議（改正法17条（共用部分の変更）、規約の設定等（改正法31条）等）
- ③ 管理組合法人による区分所有権等の取得（改正法52条の2）

に絞って取りあげる。

（2）前記①は、裁判所は、管理者または区分所有者の請求により所在等不明区分所有者を決議の母数から除外するものである。

前記②は、管理者は、議案の要領を各区分所有者に示し、過半数の定足数を満たすことを前提に、次に掲げる事項(i)～(vi)について、区分所有者および議決権の4分の3以上の集会における多数で決議することができる。なお、「議決権は、書面で、又は代理人によって行使することができる」（改正前39条2項）。

- (i) 共用部分の変更（改正前17条）
- (ii) 復旧決議（改正前61条5項）
- (iii) 規約の設定等（改正前31条）
- (iv) 管理組合法人の設立・解散（改正前47条、55条1項3号）
- (v) 義務違反者に対する専有部分の使用禁止（改正前58条）・区分所有権等の競売請求（改正前59条）・占有者に対する引渡し請求（改正前60条）
- (vi) 管理組合法人の区分所有権等の取得決議（改正法52条の2）

前記③に関しては、改正法52条の2は、管理組合法人は、建物並びに敷地および附属施設の管理を行うために必要な場合には、集会において、区分所有者の過半数の者であって議決権の過半数を有するものが出席し、出席した区分所有者および議決権の各4分の3以上の多数による決議をすることによって、当該建物の区分所有権または当該建物および当該建物が所在する土地として一体として管理もしくは使用すべき土地を取得することができると定めた。同規定をめぐっては、①「当該建物の区分所有権または当該建物および当該建

物が所在する土地として一体として管理もしくは使用すべき土地」とは何か、②管理組合法人は、賃貸を目的として区分所有権等を取得できるか、③管理組合法人は、転売を目的として区分所有権等を取得できるかが、今後の理論上の課題となる。そこでは、管理組合法人の集会において4分の3決議があっても、管理組合法人が負財（負の財産）を抱え込まないかが留意されなければならないであろう。

5 今後のマンションの管理の在り方

(1) 既に述べたように、建替えや建物の更新における区分所有者の費用負担、又は解消における区分所有者が得られる売買代金を考慮すると合意形成は容易でないことから、一般的には当面は区分所有建物を修繕・改良しつつ維持・管理し長寿命化していく選択肢しかないと思われる。そして、最終的には、維持・管理に「過分の費用」を要するに至った段階で、解消の決議をすることになるか。マンションを維持して長寿命化を図るためにには区分所有者の費用負担が不可欠である。そのためには、修繕積立金の安定的な確保が必要である。

(2) 最後に、今後のマンション管理の基本的課題を述べておきたい。建築家の山本理顕氏は、近代以降のマンションを含む集合住宅は、「『一家族・一住宅』という閉じた空間として設計され、そのため人々に受け入れられ普及してきた」（『地域社会主義 増補改定版』4頁以下、トゥーヴァージンズ、2023年。なお、山本氏は、2024年に建築界のノーベル賞といわれているプリッカー賞を

受賞した。同賞の日本人の歴代受賞者には、丹下健三氏、安藤忠雄氏、磯崎新氏などがある）と述べている。他方で、それぞれの家族は、家族内において様々な問題を抱えている。

弁護士の五十嵐敬喜氏は、『土地は誰のものか—人口減少時代の所有と利用』（岩波新書）において、「深刻かつ重要な大問題であり、早急に対策を講じなければならないと誰もが認識」する課題は、マンションに関する問題であり（65頁）、「マンションの建て替えは現行区分所有法のもとではほとんど不可能であ」り、「マンションはいずれ大量の産業廃棄物になる可能性がある」（214頁）と考察している。

(3) 今後マンションの老朽化が進行するなかでは、区分所有建物の「再生」と「管理」について、区分所有者が所定の多数決議により合意形成を図っていかなければならない。そのためには、これまで「顔見知り」の関係になかった場合でも、区分所有者ができるだけ「顔見知り」になる必要がある。それは、災害の発生や管理不全になる前に、例えば夏祭りの開催等を通じて、ある程度の「顔見知り」の関係が形成されていることが望まれる。そのことが他者にも配慮した形での合意形成に繋がることになる。ただ、かつての村落共同体のような生活基盤が異なる都市においてこのような関係を構築することは容易ではないが、このことなしには、結局は、マンションは、廃棄物（負財）として放置されることになる。

法や政策には元々限界はある。法は基本的には遵守されなければならないが、そのなかで、「マンション問題」をどのように解決していくかは、今日の喫緊かつ最も重要な問題のひとつである。

弁護士業務改革委員会 マンション部会 委員 大川 純也 (74期)

1 はじめに

本項では、新区分所有法のうち、特に集会の決議一般を円滑化するために新設等された条項の説明を行う。

紙幅の関係もあるため詳細な説明は省略させていただく。

2 所在等不明区分所有者を集会の決議の母数から除外する仕組み

(1) 旧区分所有法

ア 近年では、マンションを投資目的で購入する者（外国人投資家含め）も多い。また、マンション居住者の高齢化に伴い、相続が発生していることもあった。しかしながら、いずれについても、居住地等の連絡先が不明であり、どこに住んでいるのかわからないというような事例が発生していた。

イ 旧区分所有法下においては、上記事例のような外部所有者であっても、「区分所有者」や「議決権」の中に含める必要があった。そのため、欠席者（議決権行使書や委任状を提出しない者を含む）については反対と扱った上で、総会決議の成否を検討する必要があった。

したがって、旧区分所有法下においては、総会決議が成立しにくくなり、マンション管理を円滑に行えないという弊害が生じていた。

(2) 新区分所有法

上記旧区分所有法下における弊害を解消するため、新区分所有法では、所在等不明区分所有者の除外制度（新区分所有法38条の2第1項）が新設された。

ア 裁判所は、区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、所在等不明区分所有者以外の一般区分所有者又は管理者の請求により、一般区分所有者による集会の決議をすることができる旨の裁判をすることができる旨、定められた。

同裁判において所在等不明区分所有者であるとされた者は、新区分所有法38条の2第2項に基づき、集会における議決権を有しない旨、定められた。

例えば、建替え決議（新区分所有法62条1項）を行う場合を想定する。同項では、「区分所有者（議決権を有しない者を除く）」（注 下線は筆者によるもの）及び議決権の各5分の4以上の多数による決議が必要と定められている（新区分所有法62条2項において決議要件が緩和される事由も定められているが、紙幅の関係で割愛させていただく）。

所在等不明区分所有者であるとされた者は、議決権を有しない。そのため、そもそも出席者の頭数に含める必要がない。

他の条文についても、「区分所有者（議決権を有しない者を除く）」という規定になっており、所在等不明区分所有者という制度によって、旧区分所有法下における弊害を解消できるようになった。

イ また、所在等不明区分所有者であるとされた者に対する招集通知（新区分所有法35条1項本文）についても、「各区分所有者（議決権を有しない者を除く）」と定められたことから、不要ということになった。

ウ 旧区分所有法下における弊害を解消できる所在等不明区分所有者と認定されるためには、「区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき」という要件を充足する必要がある（手続要件も定められているが、紙幅の関係で割愛させていただく）。

この要件については、民法251条2項（「共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき」）等の規定と同程度の調査が必要と解されている。

同項で要求される調査は、必要な調査を尽くしても共有者の所在等を知ることができないことを意味するとされており、住民票調査といった公示送達の際の調査方法が参考になるとされている。

所在等不明区分所有者の認定にあたっても、同じレベルの調査が必要になると解される。

3 出席者の多数決による決議を可能とする仕組み

(1) 旧区分所有法

旧区分所有法下においては、普通決議や特別決議の際、全ての「区分所有者」及び「議決権」を母数とする多数決制度が採用されていた。

ただし、例えば、共用部分の管理等の普通決議については、規約で別段の定めをすることで、決議要件を変更することができた（旧区分所有法39条1項及び旧区分所有法18条2項）。実際、標準管理規約47条1項では、議決権総数の半数以上を有する組合員の出席を求めつつ、同条2項では出席組合員の議決権の過半数で決する旨定めているマンションも存在していた。

しかし、規約に別段の定めがないマンションやそもそも規約で決議要件を緩和できない特別決議については、全ての「区分所有者」及び「議決権」を母数とする多数決制度が適用されることになっていた。

そのため、議決権行使書や委任状の提出をしない者は、欠席者という扱いになり、反対者と同様に取り扱わざるを得なかった。

したがって、マンション管理を行うために必要な決議要件を充足できず、円滑な管理ができないという弊害が生じていた。

(2) 新区分所有法

上記旧区分所有法下における弊害を解消するため

に、新区分所有法では、出席者の多数決による決議を可能とする仕組みが新設された。ただし、全ての決議事項について出席者の多数決による決議を可能としているわけではない（例えば、建替え決議等である）。

ア 普通決議

まず、新区分所有法39条1項において、集会の議事は、この法律又は規約に別段の定めがない限り、「出席した」区分所有者（議決権を有しないものを除く）及びその議決権の各過半数で決する旨、定められた。

出席者の多数決による決議ということになると、少数者の意思のみで団体の意思決定が行われることになりかねないため、通常だと定足数の要件を課されることが多い。しかしながら、新区分所有法39条1項においては、定足数の要件が定められていない。

普通決議の対象事項として想定されるようなもの（例えば、共用部分の管理として行われるような共用ポストの修繕、外壁の塗装等）については、管理が停滞するがないよう定足数の要件を定めなかったものと考えられる。

イ 特別決議

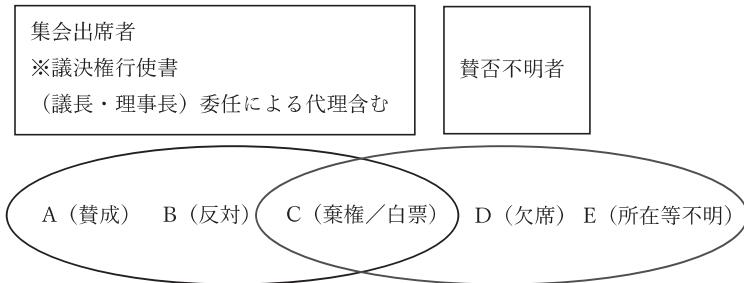
特別決議が必要とされる事項の典型例として、共用部分の変更（新区分所有法17条1項）が挙げられる。同項では、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く）の過半数の者であって、議決権の過半数を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数による決議で決する旨、定められた。

なお、普通決議とは異なり、特別決議については、定足数の要件を課されている。

定足数の要件を課さないことによって、定足数すら充たせないようなマンションの管理不全状態をどの程度改善できるのかが未知数であった。特別決議事項の対象事項として想定されるようなもの（例えば、共用部分の変更や規約の変更等）は、区分所有者らに対する影響も大きい。そのため、普通決議とは異なり、特別決議の正当性を確保するためにも定足数の要件を定めたものと考えられる。

図 「区分所有法部会資料3」

(https://www.moj.go.jp/content/001386321.pdf)



図の説明 (「」内は、部会資料3の文言)

旧区分所有法下では、「決議を成立させるためには、A／(A+B+C+D+E)が法定の多数決割合を満たさなければならないが、集会に出席せず議決権を行使しない者(D)と所在等が不明である者(E)とは、集会に出席して反対した者(B)と同様に扱われる」とされていた。

しかし、上記2記載の所在等不明区分所有者を決議の母数から除外する仕組みによって、「Eを決議の母数から除外し、A／(A+B+C+D)が法定の多数決割合を満たせば足りる」とした。

また、上記3記載の出席者の多数決による決議を可能とする仕組みによって、「D及びEを決議の母数から除外し、A／(A+B+C)が法定の多数決割合を満たせば足りる」とした。

ウ まとめ

新区分所有法下における決議要件をまとめると、上記の図のようになる。

4 専有部分の共有者による議決権行使者の指定

新区分所有法40条において、「専有部分が数人の共有に属するときは、共有者は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数をもつて、議決権を行使す

べき者一人を定めなければならない。」と定められた。

そのため、例えば、建替えの場合を想定すると、相続人3名のうち、2名が建替え決議に賛成をしているため、賛成者のどちらか1名を議決権行使者と定め、建替え決議に賛成の議決権行使をすることができるようになった(建替えは、共有物の処分にあたり、全員の利害に大きな影響を与える行為であるとされているため、共有者全員の同意がない限り、建替え決議において賛成の議決権行使することはできないという解釈があった)。

第3 区分所有建物の管理に特化した管理制度

弁護士業務改革委員会マンション部会幹事 保高 瞳美 (69期)

1 はじめに

マンションの専有部分や共用部分に対する適切な管理ができず、他の区分所有者や近隣住民の権利を

侵害する事例が社会問題化している。しかし、令和5年4月1日に施行された所有者不明建物・管理不全建物管理制度(民法264の8条、264条の14)は、マンションへの適用がなく(区分所有法6条4項)、

他の民法上の制度も使い勝手がよくなかった。そこで、区分所有者による適切な管理が期待できない場合に對処するため、新区分所有法は、区分所有建物に特化した財産管理制度として、所有者不明専有部分管理制度、管理不全専有部分管理制度、管理不全共用部分管理制度の3つを創設した。いずれも裁判所が選任する管理人に管理させる制度である。

2 所有者不明専有部分管理制度

(1) 制度創設の背景

区分所有者の所在不明等で、専有部分の適切な管理を期待できない状態になっている。

このような場合、不在者財産管理制度（民法25条1項）、相続財産清算人制度（同952条1項）等の利用は可能であるが、これらの制度では、不在者や被相続人の有する財産全般が管理の対象となるため、預納金も高額になりがちで、マンションの問題解決に時間がかかり非効率的であるとの指摘があった。そこで、所有者不明建物管理制度を参考に、専有部分の管理に特化した本制度が創設された。

(2) 所有者不明専有部分管理命令

ア 概要

裁判所は、区分所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができない専有部分について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る専有部分又は共有持分を対象として、裁判所が選任した所有者不明専有部分管理人による管理を命ずる処分（所有者不明専有部分管理命令）をすることができる（新区分所有法46条の2第1項、4項）。

イ 請求権者（利害関係人）

他の区分所有者、専有部分の共有者の一部が不明である場合の他の共有者、管理者、管理組合法人が

考えられる。管理者や管理組合法人が請求をする場合には、規約または集会の決議による必要がある（区分所有法26条4項、47条8項参照）。改正標準管理規約でも、理事長が請求する場合について67条の4で規定された。当該専有部分を有効に利用しようとする購入希望者も、その購入計画に具体性があり、専有部分の利用に利害があると認められるケースでは、利害関係が認められ得る*1。

ウ 調査の程度

所有者不明建物管理制度と同様に、必要な調査を尽くしても区分所有者やその所在を知ることができないことが必要で、具体的には、登記簿や住民票の調査等が必要と考えられる*1。

エ 所有者不明専有部分管理人の権限等

管理命令の対象とされた専有部分又は共有持分、命令の効力が及ぶ動産、共用部分・附属施設に関する権利や敷地利用権のほか、それらの管理・処分等により得た財産（以下「所有者不明専有部分等」という）の管理・処分権は所有者不明専有部分管理人に専属する。保存行為や所有者不明専有部分等の性質を変えない範囲での利用、改良行為ができるが、この範囲を変える場合には裁判所の許可が必要になる。専有部分の売却等の処分行為も、裁判所の許可があれば、区分所有者の同意なく行える（新区分所有法46条の3第1項、2項）。

所有者不明専有部分管理人は総会決議においても所在等不明区分所有者に代わって議決権行使をすることができ、建替えの議決も可能である*2。改正標準管理規約43条2項では、総会の招集通知は所有者不明専有部分管理人宛に発するものとされている。

所有者不明専有部分等に関する訴えについては、所有者不明専有部分管理人が原告、被告となる（新区分所有法46条の4第1項）。

所有者不明専有部分管理人は、所有者不明専有部分等の所有者に対して善管注意義務を負う（新区分

* 1：「区分所有法の改正に関する中間試案の補足説明」15頁（<https://www.moj.go.jp/content/001403082.pdf>）

* 2：「区分所有法制定部会資料25」9頁（<https://www.moj.go.jp/content/001407743.pdf>）

所有法46条の5第1項)。

所有者不明専有部分管理人は、所有者不明部分等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。実際には、まずは申立人が納める予納金から支払われることが多いだろうが、最終的には所有者不明専有部分等の所有者の負担とされている(新区分所有法46条の7第1項、2項)*3。

3 管理不全専有部分管理制度

(1) 制度創設の背景

区分所有者は判明しているが、マンションの部屋(専有部分)がいわゆるごみ屋敷となっていたり、専有部分の配管が腐食したまま放置されたりして、悪臭や漏水等で、他の区分所有者や近隣住民の生活に支障が出ている。

このような場合、被害を受ける他の区分所有者や近隣住民は、当該専有部分の区分所有者に対して民法による妨害排除請求や損害賠償請求等をすることができる。また、他の区分所有者や管理組合法人は、区分所有法6条、57～59条による共同利益背反行為に対する措置をとることができる。しかし、これらの制度では、その時点での管理不全を排除することは可能だが、管理者による柔軟で継続的な管理を求めるすることはできない。そこで、管理不全建物管理制度(民法214条の14)を参考に、管理不全の専有部分を管理するための本制度が創設された。

(2) 管理不全専有部分管理制度

ア 概要

裁判所は、区分所有者による専有部分の管理が不適当であることによって他人の権利等が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該専有部分を対象として、裁判所が選任した管理不全専有

部分管理人による管理を命ずる処分(管理不全専有部分管理命令)をすることができる(新区分所有法46条の8第1項、3項)。

イ 請求権者(利害関係人)

管理不全状態によって被害を受ける他の区分所有者や、区分所有建物の近隣住民、管理者、管理組合法人などが想定されている*4。管理者等が請求する場合には規約又は集会の決議による必要があるのは、所有者専有部分管理制度と同じであり、理事長が請求する場合について、改正標準管理規約67条の5で規定が設けられた。

ウ 管理不全専有部分管理人の権限等

管理命令の対象とされた専有部分、命令の効力が及ぶ動産、共用部分・附属施設に関する権利や敷地利用権のほか、それらの管理・処分等により得た財産(以下「管理不全専有部分等」という)の管理・処分権を有する。保存行為、管理不全専有部分等の性質を変えない範囲で利用、改良行為ができる。これらを超える行為も裁判所の許可を得てすることができるが、専有部分の処分については、さらに区分所有者の同意も必要となる(新区分所有法46条の9第1項、3項、4項)。

また、管理不全専有部分管理人は総会での議決権行使はできない(同2項)。所有者不明専有部分管理制度の場合と異なり、本制度においては区分所有者の所在は判明しており、区分所有者自身が議決権を行使することは可能だからである。

さらに、管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分に関する訴えにおいても原告、被告とならない。管理処分権は管理不全専有部分管理人に専属しないからである*5。

管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分等の所有者に対し善管注意義務を負う(新区分所有法46条の10第1項)。

*3:「区分所有法の改正に関する中間試案の補足説明」18頁

*4:「区分所有法の改正に関する中間試案の補足説明」21頁

*5:「区分所有法制の見直しに関する要綱案」5頁(<https://www.moj.go.jp/content/001410596.pdf>)

適用場面	請求権者(利害関係人)	管理人の権限
所有者不明専有部分管理命令 (46条の2)	区分所有者が不明又は区分所有者はわかつてもその所在が不明	他の区分所有者、専有部分の共有者の一部が不明である場合の他の共有者、管理者、管理組合法人などを想定 対象の専有部分又は共有持分、命令の効力が及ぶ動産、共用部分・附属施設に関する権利や敷地利用権、それらの管理・処分等により得た財産の管理・処分 ・管理人に専属 ○ ・専有部分の処分には裁判所の許可が必要 ・総会議決権行使 ○ (46条の3参照)
管理不全専有部分管理命令 (46条の8)	専有部分の管理が不適当で他人の権利や法律上保護される利益が侵害されたり、そのおそれがある場合	他の区分所有者、近隣住民、管理者、管理組合法人などを想定 対象の専有部分、命令の効力が及ぶ動産、共用部分・附属施設に関する権利や敷地利用権、それらの管理・処分等により得た財産の管理・処分 ・管理人に専属 × ・専有部分の処分には裁判所の許可+区分所有者の同意が必要 ・総会議決権行使 × (46条の9参照)
管理不全共用部分管理命令 (46条の13)	共用部分の管理が不適当で他人の権利や法律上保護される利益が侵害されたり、そのおそれがある場合	近隣住民などを想定 対象の共用部分、命令の効力が及ぶ動産、それらの管理・処分等により得た財産の管理・処分 ・管理人に専属 × ・共用部分の処分には裁判所の許可+所有者の同意が必要 ・総会議決権行使 × (46条の14、同条の9参照)

4 管理不全共用部分管理制度

(1) 制度創設の背景

マンションの外壁が剥落するおそれがあったり、廊下に危険物が放置される等の共用部分の管理不全のため、近隣住民の生活に支障が出ている。

共用部分の管理が不適当である場合、被害を受ける近隣住民は、所有権に基づく妨害排除請求や不法行為に基づく損害賠償請求は可能であるが、管理者による柔軟で継続的な管理を求めるることはできなかつた。そこで、管理不全の共用部分の管理に特化した本制度が創設された。

(2) 管理不全共用部分管理命令

ア 概要

裁判所は、区分所有者による共用部分の管理が不適当であることによって他人の権利等が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該共用

部分を対象として、裁判所が選任した管理不全共用部分管理人による管理を命ぜる処分（管理不全共用部分管理命令）をることができる（新区分所有法46条の13第1項、3項）。

イ 請求権者（利害関係人）

区分所有者や管理者は自ら保存行為をすることができることから、基本的に、被害を受ける近隣住民を想定している。しかし、区分所有者の請求を否定するものではないと考えられている*6。

ウ 管理不全共用部分管理人の権限等

管理不全共用部分管理人は、管理命令の対象とされた共用部分、命令の効力が及ぶ動産、それらの管理・処分等により得た財産の管理・処分権を有するが、管理不全共用部分管理人に専属しないことは、管理不全専有部分管理人と同じである。管理不全共用部分管理人の権限等については、管理不全専有部分管理人制度の条文が準用されている（新区分所有法46条の14、46条の9～12）。

* 6：「区分所有法の改正に関する中間試案の補足説明」25頁

弁護士業務改革委員会 マンション部会 幹事 河野 浩士 (62期)

1 はじめに

決議要件の出席者多数決への変更、所有者不明や管理不全専有部分に関する諸制度のほかにも、改正法には管理の円滑化をはかるためのいくつかの注目すべき施策が盛り込まれている。ここではその主要なものを紹介したい。

2 国内管理人

(1) 国外に住所や居所を持つ区分所有者

区分所有者が遠方、それも特に日本国内に住所や居所を持たない場合、ともすると管理組合への関与意欲に乏しくなりがちになるという問題が生じる。

結果として、専有部分の管理が不十分となって、いざというときに連絡もなかなかとれない、また、集会の招集通知が届かず議決権行使してもらえないケースや、管理費等の集金に支障が出る事態も近年多数見受けられるところである。

その対応策として、改正法では区分所有者から委任を受け一定の行為を行う「国内管理人」(新区分所有法6条の2第1項、4項)制度を新設している。

(2) 国内管理人には誰が就任をするか

国内管理人は、海外に住所、居所(法人の場合には本店又は主たる事業所)を置く区分所有者(外国人が念頭に置かれているとしてもそれに限らず、また外国人であっても日本に住所や居所がある場合は除く)が原則として任意に選任するものである。

選任に当たって裁判所の決定などは不要で、国内管理人の条件として「国内に住所又は居所を有する者」というだけで、他に資格要件の明記はない(新区分所有法6条の2第1項)。ただし、選任した場合には、国内管理人の氏名又は名称及び住所又は居所

を管理者又は管理組合法人に通知することが求められている(新区分所有法6条の2第3項)。

実務上は、たとえば不動産会社などが管理人となる場合が想定されるだろう。

(3) 国内管理人は何をするか

国内管理人は、区分所有者に代わり以下を行うことが予定されている(新区分所有法6条の2第2項)。

- ① 保存行為
- ② 専有部分の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為
- ③ 集会の招集の通知の受領
- ④ 集会における議決権の行使
- ⑤ 共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設につき他の区分所有者に対して負う債務又は規約若しくは集会の決議に基づき他の区分所有者に対して負う債務の弁済

(4) 規約による義務付けが可能

法律上、国内管理人選任は任意だが、規約によって選任を義務づけることも可能とされており(改正標準管理規約31条の3コメント①参照)、まさにこの点が重要である。実際上は、義務付けによって、はじめて効果が発揮できると考えられよう。

もっとも、規約で定めても、義務付けにどの程度の強制力を持たせうるか、トラブル発生の際の国内管理人の立場や役割など、運用に向けての課題もまだまだ多い。今後に期待したい制度である。

3 専有部分の共用部分との一体的管理

(1) 問題の所在

たとえば、マンションの配管や配線はいわゆる法定

共用部分*1に属する箇所と、専有部分に属する箇所に分かれる。しかし、だからといって管理組合が配管や配線の更新工事を行う際に、専有部分に属する箇所は、各区分所有者に判断を委ねなければならないとすると効率が悪く、そればかりか、建物として実効性のある工事ができない恐れが出てしまう。

一建物に、専有部分と共用部分が交錯するマンションにおいては、このような事象はある意味必然で、配管や配線以外に壁面、玄関扉や窓などでも発生しかねず、様々な改修工事が必要不可欠となる高経年マンションでは特にその不都合が大きい。

そのため、なんとかして「一体的に工事を進められないか」が、これまで議論となっていた。

(2) 一体的管理(変更)に関する規定

改正法はこの点について、あらかじめ規約に定めを設けておくことで、「共用部分の管理に伴い必要となる専有部分の保存行為又は専有部分の性質を変えない範囲内においてその利用若しくは改良を目的とする行為(以下「保存行為等」という。)」につき、集会決議(普通決議)で決することができる旨の規定(新区分所有法18条4項)を新設している。これにより、専有部分の一体的管理が可能なことが法律上明確にされるに至った。

同条項はいわゆる「狭義の管理」すなわち「共用部分の変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。)」にあたらない場合の規定であり、必要な集会決議は普通決議である。

さらに改正法は、共用部分の変更を行う場合についても同様の規定を置き(新区分所有法17条3項)、規約に定めを設けておけば、集会決議(その場合は特別決議*2)で専有部分の保存行為等の一体的な実施が可能となることも明確にしている。

改正標準管理規約も、これら改正法の規定を受けて、「専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体とし

て行う必要があるときは、集会の決議を経て、管理組合がこれを行うことができる」(改正標準管理規約21条2項)との規定を設けている。

なお、共用部分の変更を伴わない「狭義の管理」それ自体の決定については、規約で別段の定め(区分所有法18条2項)が可能であるため、規約の定め次第で、一定の場合に理事会、あるいは管理者が決する制度設計も可能である。しかし専有部分の一体的管理についてはそのような例外は認められていないので、その点は管理実務上の注意を要する。

(3) 区分所有者間の利害の衡平

専有部分の一体的工事を行う場合、その費用分担をどうするか、原則論を言えば専有部分に係る費用は当該区分所有者が負担すべきことになる。しかし工事の実施を管理組合で決め、一体的に工事を行う以上は、管理組合の会計からその費用も拠出することが前提とならざるを得ない。

この点について、改正法は明確な規定を置いていないものの「保存行為等の態様又は費用の分担」に關し、以下の条項を設けて利害の衡平を図ることを管理組合に義務付けている。

「対象となる専有部分の区分所有者の利用状況、当該専有部分の保存行為等について区分所有者が支払った対価その他の事情を考慮して、区分所有者間の利害の衡平が図られるようにしなければならない」(新区分所有法17条4項、同18条5項)。このことからみて、改正法も管理組合の費用で工事を行うことがある程度前提とすると考えられよう。

さらに、改正標準管理規約のコメントにおいては、以下のように記されている。

「あらかじめ長期修繕計画において専有部分の配管の取替えについて記載し、その工事費用を修繕積立金から拠出することについて規約に規定するとともに、先行して工事を行った区分所有者への補償の有無等

*1:「構造上区分所有者の全員又はその一部の共用に供されるべき建物の部分」(区分所有法4条1項)

*2:頭数及び議決権の過半数を有する者が出席し(定足数・規約で割合の加重も可能)、その出席した区分所有者の頭数と議決権の各4分の3以上の多数。なお共用部分の変更の場合には、旧法では規約に定めることで頭数要件のみ過半数まで減じることができたが(旧区分所有法17条1項)、改正法においては頭数のみならず議決権についても2分の1を超える割合までであれば変更が可能となった(新区分所有法17条1項)。また、一定の条件を満たす瑕疵の除去や高齢者・障害者の負担軽減等に必要な変更の場合には、4分の3ではなく3分の2で足りる(新区分所有法17条5項)。

についても十分留意することが必要である」(改正標準管理規約21条関係コメント⑦)。

以上のように、専有部分の一体的管理は、特に高経年のマンションでは必要かつ重要な施策であるが、これを行うにあたっては費用に関しても、事前に綿密な計画を立てることが必要である。

4 管理組合法人による区分所有権等の取得

(1) 取得の必要性と問題点

「集会場や来客用の宿泊施設のために、専有部分の一つを取得したい」「建替えや駐車場用地として近隣土地を取得したい」、あるいは「管理費等を滞納している区分所有者の住戸を競売に付しても買受人の出現が期待できず、とりあえず管理組合で買い取る必要がある」などという場面もあり、管理組合で不動産を取得したいという要望が出てくることがある。

もちろん法人化していない組合はそもそも所有者になれないが、法人化した組合ならば可能ということになりそうである。

しかし、だとしても不動産の取得などは①管理組合の「建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うため」(区分所有法3条) という目的外の行為であり許されない(多数決では決しない)のではないか、②宅建業法の問題は生じないのかと等々各種議論が、これまで交わされてきた。

(2) 裁判所の見解

この点、管理費等の滞納者に対し区分所有法上の59条競売訴訟の提起及び競売の申立てをすることに加え、「競売手続において競落者が現れなかった場合は、(第三者への転売を前提として) 管理組合が自己競落する」内容の総会決議がなされ、決議の効力を巡って訴訟となったケースがある。

裁判所は①管理組合の目的について「その目的を遂行する上に直接または間接に必要な行為も包含される

と解するのが相当」という見解を示し、管理組合が競売訴訟を提起するにあたり「買受人が現れない場合に限り管理組合法人で自己競落するという措置」を「直接または間接に必要な行為」と認めたうえ、②に関しても「直ちに、宅地建物の売買等を業として営むものに該当すると認めることもできない」として、総会決議は無効という原告の主張を退けている(新潟地裁長岡支部平成25年6月14日、東京高裁平成25年11月7日)。

(3) 改正法における明確化

以上のような状況を経て、改正法においては、管理組合法人につき、特別決議を経て「建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うために必要な場合」に「当該建物の区分所有権^{*3}又は当該建物及び当該建物が所在する土地と一体として管理若しくは使用をすべき土地」の取得が可能であることを明確化している(新区分所有法52条の2第1項)。

もっとも、先に述べた裁判例でも限定された場面での取得が目的の範囲内と認められたにすぎず、また改正法の条項を見ても「建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うために必要な場合」とはどのような場合なのかは、一義的には明確とは言えない。

また、取得ができる以上、最終的な出口として处分が可能でなければ不都合だが、それがどういう要件で認められるかという問題も残されたままである。

さらに裁判例では、滞納管理費等回収のためやむを得ずの転売について是とされたものの、第三者への転売(あるいは賃貸)を前提とした取得が果たしてどこまで認められるのか、収益が出る場合はどうなるのか等も、現時点では不明というしかない。

以上の点から、いまだ手探りの感は否めないものの、管理組合法人の管理費等回収の方策を広げ、活動の可能性を広げた点でこの条項の意義は大きい。

他方で、鎌野名誉教授は「管理組合法人が負財(負の財産)を抱え込まないかが留意されなければならない」と指摘されており(第1の4(2))、その観点からの注意も重要と言わざるを得ないであろう。

*3: 改正法の規定により管理組合法人が取得した区分所有権については、集会の議決権は有しない(新区分所有法52条の2第2項)。

第5 マンション管理適正化法

弁護士業務改革委員会 マンション部会 幹事 香川 希理 (63期)

1 はじめに

本項では、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）」の改正に関する説明を行う。

主な改正項目は、以下の4点である。

- ① 都道府県知事等の権限の強化
- ② マンション管理適正化支援法人制度の創設
- ③ 管理計画認定制度の見直し
- ④ 管理業者管理者方式に関する規制

本稿では紙幅の都合上、各項目の詳細な説明は割愛し、改正のポイントに絞って解説する。

2 都道府県知事等の権限強化

今回の改正では、管理不全マンションの発生を未然に防ぎ、問題が深刻化した場合に迅速に対応するため、都道府県知事等（市の区域内では市長等）の権限が大幅に強化された。具体的には、以下のとおりである。

（1）指導・助言・勧告制度の拡充

従来の制度では、行政による勧告の対象は、総会が開催されないなど「管理組合の運営が著しく不適切」な場合に限定されていた。しかし、運営自体は行われていても、合意形成が進まずに必要な修繕が実施されないマンションが存在することが課題となっていた。そこで、新たに「マンションの修繕の実施がマンション管理適正化指針に照らして著しく不適合である場合」も勧告の対象に加えられた（改正管理法5条の2第2項）。これにより、外壁の剥落など外部への危険性が高い状態を放置している管理組合に対し、行政が是正を促すことが可能となる。この勧告は修繕を法的に強制するものではないが、行政が関与する

ことで管理組合の自主的な改善を後押しする効果が期待される。

（2）専門家のあっせん等の支援措置

行政から勧告を受けても、専門的な知見がなければ具体的な改善策を講じることが難しい管理組合も少なくない。そのため、都道府県知事等は、勧告を行った管理組合に対し、必要に応じてマンション管理士、建築士、弁護士といった専門家をあっせんするなどの措置を講ずるよう努めなければならないとする規定が新設された（改正管理法5条の2第3項）。

（3）実効性を担保する権限の創設

行政指導の実効性を確保するため、以下の権限が新たに設けられた。

- ① 内部情報の利用：所有者不明等の理由で指導・勧告の相手方を特定できない場合に対応するため、都道府県知事等は、その職務に必要な限度で、固定資産課税台帳などの税務情報を内部で利用したり、関係地方公共団体に情報提供を求めたりすることができるようになった（改正管理法5条の2第4項・第5項）。これにより、所有者の探索が円滑化される。
- ② 報告徴収・立入検査：指導・勧告を適切に行うためには、管理組合の運営状況を正確に把握する必要がある。そこで、都道府県知事等に、管理組合の管理者等に対して報告を求め、または職員がマンションの敷地等に立ち入り検査を行う権限が付与された（改正管理法5条の2第6項）。ただし、個人の住居部分への立入りには、居住者の承諾が必要とされ、プライバシーへの配慮がなされている（同項ただし書）。

- ③ 財産管理命令の請求：改正区分所有法で創設される「所有者不明専有部分管理制度」や「管理不全専有部分管理制度」について、本来申立てを行うべき利害関係者がいないために管理不全が放置される事態を防ぐため、都道府県知事等が公益的な観点から地方裁判所に財産管理人の選任等を請求できる特例が設けられた（改正管理法5条の2の2）。

3 マンション管理適正化支援法人制度の創設

管理組合が抱える課題が複雑化・高度化する中で、専門的な知見を持つ民間団体の支援がますます重要なっている。そこで、管理組合が安心して相談できる環境を整備するため、新たに「マンション管理適正化支援法人」の登録制度が創設された。

具体的には、都道府県知事等は、一般社団法人やNPO法人などで、業務を適正かつ確実に実施できると認められる団体を、申請に基づき支援法人として登録する（改正管理法5条の3）。

支援法人の主な業務（改正管理法5条の4）は以下の通りである。

- ① 管理組合や区分所有者からの相談対応、情報提供、専門家の派遣
- ② 都道府県等による管理適正化推進計画の作成・変更に関する周知等の協力
- ③ マンション管理に関する調査・研究、啓発・広報活動

また、支援法人は、その知見を活かして都道府県等に対し、管理適正化推進計画の作成や変更を提案（改正管理法5条の12）したり、管理不全の専有部分について財産管理命令の請求を行うよう要請（改正管理法5条の12の2）したりすることができる。これにより、行政と民間が連携して、より実態に即した管理適正化施策を推進することが可能となる。

なお、業務の適正性を担保するため、支援法人の役職員には守秘義務（改正管理法5条の6）が課され、違反した場合には罰則が適用される。

4 管理計画認定制度の見直し

マンションの管理水準の向上を目的として令和2年の改正で導入された「管理計画認定制度」について、その普及をさらに加速させるための見直しが行われた。

（1）分譲事業者による認定申請

従来、認定申請は管理組合の管理者等に限られていたが、新築マンションの管理の質は、分譲事業者（デベロッパー）が作成する当初の計画に大きく左右される。そこで、新築マンションの分譲事業者も、分譲前に管理計画を作成し、認定を申請できることになった（改正管理法5条の15第2項）。これにより、分譲事業者は「認定取得マンション」であることを販売時のアピールポイントにでき、市場原理を通じて管理水準の高いマンションの供給が促進されることが期待される。分譲事業者が申請する計画には、修繕計画や資金計画に加え、管理組合へ管理業務を適切に引き継ぐための事項を記載することが求められ（改正管理法5条の15第3項第4号）、認定基準にも「引き継ぎが適切かつ円滑に行われる見込みが確実であること」が加えられた（改正管理法5条の16第4号）。そして、分譲後に管理組合の管理者が選任された際には、分譲事業者は当該管理者と共同で、管理組合の運営状況などを追記した計画の変更認定を速やかに申請することが義務付けられた（改正管理法5条の20）。

（2）認定マンションの表示制度

管理の質が外観からは分かりにくく、資産価値として評価されにくいという課題に対応するため、新たに表示制度が創設された。これにより、認定を受けたマンションの区分所有者や分譲事業者は、広告等に認定を受けている旨の表示を付すことができるようになる（改正管理法5条の21第1項）。一方で、認定を

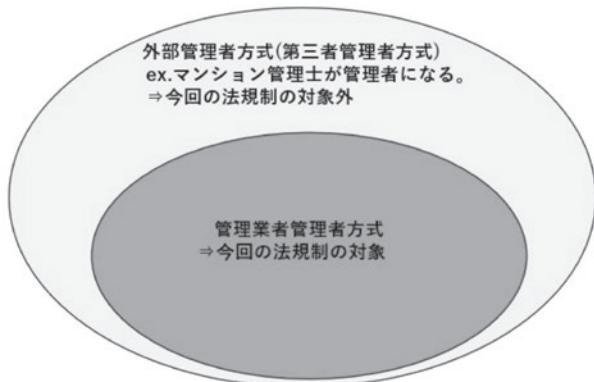
受けていない者が紛らわしい表示をすることは禁止され（同条第2項）、違反者には罰則が科される。この制度は、消費者が管理の質の高いマンションを選択しやすくなる環境を整備し、ひいてはマンション全体の管理水準の向上に資するものである。

5 管理業者管理者方式に関する規制の内容

（1）法改正に至る経緯

区分所有者の少子高齢化や共働きの増加による「役員の担い手不足」に伴い、マンション管理の方式として管理会社が管理組合の管理者を兼ねる「管理業者管理者方式」が近年急増している。しかし、管理業者管理者方式においては、各種工事等の発注者たる管理者と受注者たる管理会社が同一となるため、利益相反の恐れがあるなどと度々指摘されていた。そこで、令和6年6月7日、利益相反を防ぐ方法などを記載した「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」が公表された。ただし、ガイドラインはあくまでガイドラインであり、法的拘束力はないため、ガイドラインを守らない業者が出てくるおそれ懸念する声が挙がっていた。そこで、今回の改正において管理業者管理者方式に関する規制が一部盛り込まれることとなった。

なお、今回の法規制の対象は、区分所有者以外の第三者が管理者となる「外部管理者方式」の中でも、管理業者が管理者となる「管理業者管理者方式」のみに限定されている。



（2）規制の概要

ガイドラインは全125ページに亘るため、ガイドラインの全ての内容が今回の改正法に盛り込まれたわけではない。改正法に盛り込まれたのは、ガイドラインのごく一部であり、主に利益相反に関する事項である。利益相反に関する禁止するのではなく、管理会社から区分所有者等への一定の説明、報告を求めるに留めている。管理業者管理者方式をめぐる改正法の概要は以下のとおりである。

① 重要事項の説明等（改正管理法72条）

管理業者管理者方式において、管理者受託契約を締結しようとするときは、事前に重要事項説明書を交付するとともに説明会を開催し、管理者受託契約の内容等を区分所有者等に説明することを義務づける。

② 契約の成立時の書面の交付（改正管理法73条）

管理業者管理者方式において、管理者受託契約を締結したときは、区分所有者等に対し、契約成立時書面を交付することを義務付ける。

③ 管理事務の報告（改正管理法77条）

マンション管理業者が管理者等に対して行う管理事務の定期報告について、現行法上は管理業者管理者方式の場合でも管理業者が管理者である自らに報告することとなっていたが、管理業者管理者方式の場合には区分所有者等に対して報告することを義務づける。

④ 利益相反のおそれがある場合の区分所有者等への事前説明（改正管理法77条の2）

管理業者管理者方式において、利益相反のおそれが高い行為（自社または関連会社との取引）を行うときは、あらかじめ説明会を開催し、区分所有者等に対し当該取引に関する重要な事実を説明することを義務づける。

INTERVIEW：インタビュー

能楽師
重要無形文化財総合指定能楽保持者

鶴澤 久 ひさ さん

圧倒的に男性が多い能楽の世界で、女性能楽師の道を切り開いてきた鶴澤久さん。2018年に師の名を冠した観世寿夫記念法政大学能楽賞を受賞したのに続き、2024年には伝統文化ポーラ賞優秀賞を受賞し、性別を超えた能舞台が高く評価されています。「私の生活のすべてが能楽」とおっしゃる鶴澤さんのこれまでの歩み、これからの行く先を聞きました。

聞き手・構成：保高 瞳美

観世寿夫記念法政大学能楽賞 観世流の能役者、観世寿夫氏の業績を記念し、顕著な舞台成果を示した能役者等に贈られる賞。

伝統文化ポーラ賞 ポーラ伝統文化振興財団により、無形の伝統文化の分野に貢献した個人・団体に対し贈られる賞。



「私は男になりたい。 なぜならば、能楽師になれるから」

— 能楽師の家に生まれた鶴澤さんが、能楽師を志したのは何歳くらいのことですか。

小学校5年生のときに学校で、将来何になりたいかという作文を書かされたんですけど、その時、「私は男になりたい。なぜならば、能楽師になれるから」とて書いたら、先生が「男になんかなれるわけないでしょ」とて。腹が立つというより、悲しいというか、私の気持ちを全然わかってない、分かろうともしてくれないという気持ちになった。

父が能楽師（観世流錆仙会シテ方職分鶴澤雅氏）で、父が教えてるお弟子さんたちの稽古を子守歌のように聞いていました。私は、能楽が好きだし、やりたいし、でも、父には、女は能楽師になるものじゃないと言われて。自分が男だったら…という思いがあって。それを文章にしたことによって、能楽師になりたいという気持ちがはっきりしたんじゃないかなと思います。

— 大学は、東京藝術大学邦楽科に進まれていますね。

私が中学生のころ、父が、素人のお弟子さんの発表会に、芸大で能を学んでいる女性2人を呼んでいましたが、そのうちの一人は錆仙会に入って玄人として舞台に出していました。高校2年の時、芸大に行けば能の勉強ができるという思いで受験しようと決めました。

それまで父は、私に何か役が付いたときだけ教えてくれる感じでしたが、それが、芸大に行くことになつたら、途端に非常に厳しく稽古してくれるようになった。本当にうれしかったです。私が玄人の能楽師になることを認めてたわけではなかったですが。

“世阿弥の再来” 観世寿夫に憧れて

— そんな中、大学院に進学して院修了後はどうされたのですか。

そのころは、学生運動華やかなりし時で、反体制的な立場で演劇界の旗手的存在だった寿夫先生の舞台に学生がわんさか押しかけて、通路にまで観客が座るという時代で、あのむんむんとした熱気は、今では想

像できないでしょう。寿夫先生の能は、父のとも他の誰のとも違う、若者が惹きつけられてしまう魅力的な能だったんです。

私は、寿夫先生に稽古をしてほしくて、ほしくて。父は寿夫先生と同じ錠仙会の能楽師なのに、女の私はそこに入れないというもどかしさでいっぱいでした。もう強行突破するしかないという気持ちで、毎週一回、錠仙会で稽古能のある朝、父より早く家を出て南青山の錠仙会の舞台に行って先に座っているんです。父より先に行ったのは、「来るな」と怒られるとわかつてから。そこに父が来て私をみると、一喝されるけど、帰れとは言わない、そういうことを何回も繰り返していました。

そうしたら、ある時、父が私の首根っこをつかんで、こっちに来いと。そして錠仙会の当主だった七世觀世錠之丞先生の前に連れて行って、「今日からこの子を錠仙会にいれますからよろしくお願ひします」と。それで錠仙会に入らせていただくことになって、本当にうれしいというより、びっくりしました。

寿夫先生は「能というのは大変な伝統の世界だから、女の人は一生舞台に立てないかもしれないよ。捨て石になる覚悟があるならやりなさい」とおっしゃった。「一生舞台に立てない」「捨て石」なんて、ある意味衝撃的な言葉ですが、寿夫先生に稽古してもらえるということしか私にはなかったから、未来の話なんかどうでもよかった。寿夫先生には、5年間珠玉の稽古を受けました。今、それが私の宝物です。

錠仙会 観世錠之丞家を中心とした演能団体

シテ 能の主役のこと。

觀世寿夫 七世觀世錠之丞の長男。世阿弥の思想を体现し、戦後の能楽界の新しい動きの中心となる一方、現代音楽や演劇関係者と協力して広範な演劇活動を展開した。53歳で死去。

14年目の“初舞台”

——本当に舞台に立てなかつたんですか？

そう。錠仙会に入ったはいいけど、当然、役は付かないし、楽屋の働き（裏方）だけやって。寿夫先生が何度もおっしゃっていた「シテから楽屋の人に至るま

でみんなで能の一曲を支えているんだ」という言葉、それから、小さいころから母によく言われた「誰に認められなくても、神様はどこかで見ていらっしゃるのよ、あなたのこと」という言葉に支えられたと思う。それとやっぱり能が好きなんです。だから我慢できたのかもしれません。

そうは言っても、後輩の男性能楽師がどんどん私を飛び越えて行くのにたまらなくなり、先輩たちに働きかけて、やっと年10回の定期公演に対して小規模な青山研究能の舞台に立てることになりました。それでも、女を認めない人はいて、なかなか番組（出演者等を記載したプログラム）を作ってくれないから、自分でチラシを作って地下鉄青山駅の入り口で配ったりもしました。ともかく、そういう風にして、観客のいる舞台にシテとして立つことができました。

24歳で錠仙会に入ってから14年目。私は38歳になっていました。



女性初の 重要無形文化財総合指定保持者に

——それから着実に実績を重ねられ、女性能楽師の第一線にたってこられました。2004年、22人の女性能楽師が重要無形文化財総合指定保持者に指定され、鶴澤さんは最年少（57歳）でした。2007年から国立能楽堂では、不定期ですが女性能楽師による公演も開催されています。

第1回の公演に至るまでも、国立能楽堂の2階の研修舞台で、私も出て、男性能楽師と女性能楽師の比較みたいなことをして観客の反応を検証するという



ようなこともありました。演能後、司会者がお客様に感想を求めるとき、一人の男性が手を挙げて、「女は能をやるべきじゃない」と言つたの。そうしたら、年配の凛とした感じの女性が「あなた、何

を言うのよ。能に男も女もないでしょう」と。その勢いがすごくて、満場の拍手。その後、新作能も書かれた演劇評論家の堂本正樹さんが男と女で何の違いもないとはっきり言ってくださいました。そんなことがあって、ようやく国立能楽堂で“女性能楽師による”というサブタイトル付きの公演が始まりました。

でも、それも3、4回やったところで、止めるらしいと聞いて、それまでに出演した女性能楽師の署名とハンコをもらって嘆願書を出したこともあります。その後も公演は、断続的ですが続いています。

社会的な価値観の変化とともに、今、能楽界全体も少しずつ変わっていく兆しが見えています。能そのものが男女に関係なく発展していくことを信じています。

男も女もない能楽の道をひたむきに

—— 鶴澤さんは、難曲、大曲にも挑み続け高い評価を得て、受賞もされています。

ここは誤解されたくないんだけど、私は女性だけの能をやろうと思ってるんじゃありません。観世寿夫記念法政大学能楽賞の贈呈理由に「性別を超えた」という一文があり、さらにポーラ賞では、女の「お」の字もない授賞理由だった。それが一番の喜びでした。舞台で人に感動を与える身体芸術としての能に男も女

もないのだという思い。そして、寿夫先生がよく言っていた「能は演劇なんだ！」という言葉の意味。それを私は死ぬまで追求していくのだと思っています。

—— 能楽師として、女性でよかったと思うことはありますか。

面白いなと思うのは、ある曲を演じる時に男はこう捉えるかもしれないけど、女の私はそうは捉えないということがある。650年以上の伝統がある曲の本質は変わらないですが、演じる人の解釈や表現は変わってくると思います。稽古を重ねて曲の手掛かりをつかまえた時の感覚が、これは男ではわからないだろうなと思ったときに、私は女で得したなと感じます。

日本人皆に能を知ってほしい

—— 能は、何となく縁遠いものだと感じている人が多いかもしれません。

あおいのうえ
父が国立能楽堂で「葵上」という能をやった時に、当時小学校1年生だった娘の同級生2人が見に来て、騒ぐだろうから、客席じゃなくて楽屋から見えるところに連れて行ったんです。それが何と、一曲終わるまで3人で静かに一生懸命見てるんですよ。その後、お母さまが、2人の作文をくださったの。「女の人が焼きもちを妬いて鬼になった。怖くて夢にでてきました」と。これでいいんですよ。この感想だけでいい。難しいことは何もいらない。子どもには能の言葉はわからないでしょう。だけど感性は優れているとその時思った。だから、子どものうちに見せることは大事だと気付きました。

—— 葵上 源氏物語の「葵の巻」を題材とした能。シテは、光源氏の正妻葵上に激しい嫉妬の心をぶつける六条御息所の生靈

—— その思いで、1990年から毎年、川崎市の「こども能楽体験鑑賞教室」での活動を続けていらっしゃるんですね。

そうです。子どもたちへアプローチしたいという思いを川崎市文化財団の事務局長が汲んでくださり、夏休みの企画を立てることになりました。

INTERVIEW：インタビュー

バブルがはじけて一時、予算が3分の1になってしまったり、大変なこともありましたが、私の小学校の同級生で川崎市の小学校の教諭をやっている方が、ずっと手伝ってくれたりして、毎年90人募集で、お陰様でもう35回も続けています。昨年も満員でした。

——すごい。指導を受けた子どもたちは延べで3000人は超えますね。

その中から、稽古を続けたいという子たちに月1回の教室も開いていますが、塾や部活などでやめていくて、大人になっても稽古を続けているのは2人だけ。なかなか難しいですね。



志をもって一心不乱に突き進む

——女性弁護士は弁護士全体の約20%ですが、女性能楽師も、能楽協会に所属する能楽師約1000人中、女性は約15%という報告があり、まだまだ少数派ですね。

今は、女性活躍が世の中の趨勢だけど、そうなればなるほど、水面下で否定する流れが強くなっている気がします。嫌なことですが、女を下に見たくてしょうがない人はいて、「お前の味方なんか一人もいないからな」と私に言う人もいる。

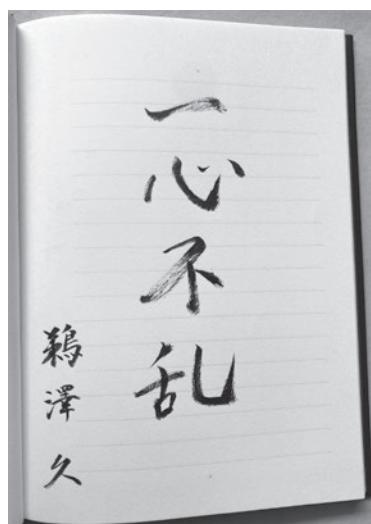
でもね、そこであきらめちゃダメなんです。押し続けていれば、分厚い壁もいつかは薄くなって網状になり、自分の目的とするところに必ずや到達できる信じています。自分の思いが強ければ突き進むことは可能だと思います。

——闘いは続くのですね。

私ね、バラのようにトゲトゲをいっぱい出していようと思うんです。何かのきっかけで、「女なんていらないんだよ」って、「女」というくくりで、まとめて捨てられるかもしれない。そういう時にトゲトゲがあれば「イタイイタイ」って手を放される、そういう女になろうと思ってやってきました。

——揮毫をお願いします。

「當麻」という曲の「一心不乱（この部分、鵜澤さんは節をつけて謡う）」という語句と節が好きです。継母に疎まれた中将姫が一心不乱に極楽浄土を拝みたいと



願い、曼荼羅を織り上げたという當麻寺の縁起を題材とした能です。「一心不乱」は仏教の言葉で、現代的な用法とはちょっと違います。ただ夢中になるという意味ではない。一心不乱に心を尽くして物事を成し遂げるという意味合いで。

——心を一つにして、男も女もない能の道をひたむきに進む、鵜澤さんらしい揮毫だと感じます。

公演予定

鎌仙会青山能「西行桜杖之舞」3月29日（日）12時、表参道・鎌仙会能楽研修所。

この他、鎌仙会定期公演「須磨源氏」（9月11日（金）午後6時、銀座・観世能楽堂）、川崎市定期能、第26回鵜澤久の会など。

プロフィール うざわ・ひさ

1949年東京都出身。東京芸術大学・同大学院修了。父、観世寿夫、八世観世鏡之丞に師事。鎌仙会所属、「鵜澤久の会」主宰。「卒塔婆小町」「桧垣」「姨捨」等の大曲を披き、舞台活動を続けるほか、新作能、現代劇にも意欲的に出演。海外の大学からの招へい公演等も行う。日本能楽会会員。川崎市文化賞、観世寿夫記念法政大学能楽賞、伝統文化ボーラ賞優秀賞受賞。娘の鵜澤光氏も能楽師として活躍中。

第40回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

副会長 五十嵐 裕美 (46期)

当会は、人権賞選考委員会の答申に基づき2025年度の
人権賞受賞者を決定し、昨年11月26日に司法記者クラブ
で発表した。受賞式は、本年度の新年式が中止となり、
2026年1月9日開催の常議員会で行うこととされた。受賞
者の紹介は次のとおりである（敬称略）。

◎優生保護法被害全国弁護団

優生保護法被害全国弁護団は、2018年に全国各地の
弁護士が結集して結成された団体である。旧優生保護法
(1948年制定、1996年母体保護法に改正)に基づく強制
不妊手術等の被害回復を目的とし、国家賠償請求訴訟の
提起、被害者支援、社会的啓発活動等を一貫して行って
きた。

旧優生保護法に基づく国の重大な人権侵害に対し、被害者
の発掘・法的支援、国家賠償請求訴訟の提起・遂行、
裁判所に対する障害のある人への合理的配慮・情報保障
の要求、早期解決に向けた国会議員との連携、国への働き
かけ、障害者差別の構造的背景に対する社会的啓発活動など、
その活動は多岐に及び、2024年7月3日には最高裁
大法廷において、旧優生保護法の違憲性と国側の賠償責任
を認めさせる歴史的判決を勝ち取った。

また、上記の最高裁判決以降も、補償立法の実効性確
保や被害者団体との協働を通じて、被害者の尊厳回復と
障害者差別の是正を目指し、現在も活動を継続している。

以上の諸活動は、東京弁護士会人権賞の受賞に相応
しい。

べんとらーの
LINEスタンプ

販売中

くわしくはこちら



東弁公式キャラクター「べんとらー」のLINEスタンプができました！

バラエティ豊かな全32種類です。

是非ご活用下さい。

*問い合わせ先：広報課 TEL 03-3581-2251

mints, mints, mints !

副会長 西川 一八 (54期)

主な担当業務：財務、会館、講堂管理、育英財団、司改センター、夏期合研、法廷、民訴、法制、会費減免、災害対策、団体保険、むつみ会 等



何を書こうかと迷いましたが、この際、懸案事項の1つであるmintsについてお話ししたいと思います。今年の5月に、改正民事訴訟法の全面施行に伴う民事裁判書類電子提出システム「mints」（ミンツ）の利用が義務化されます。従前から、準備書面等の書類提出のためにmintsは利用されていますが、現在は紙の書面での提出も認められています。しかし、5月からは、弁護士は紙の書面での書類提出はできなくなり、訴え提起の段階から、すべてデータで提出することが必要になります。

mints

私は控えめに言ってもITが得意ではありません。ただ幸い、私は副会長就任前に1件だけ、事件でmintsを利用したことがありました。準備書面や書証の提出自体は、PDFデータをドラッグして所定の箇所に落とし込むだけですので、非常に簡単であると感じました。

「重要です。ここだけ読んでください」

ここは重要な点ですが、まだmintsの登録をしていない方がいましたら、まずは登録の手続きをしてください。先般、当会のウェブサイトから、フォームを使って「とても簡単に登録の申し出をできる」というようになりました。これを書いているのは2025年11月ですが、先日は1日で200件近くの登録申し出がありました。

改修mints

先般、訴え提起等の申し立て機能が実装されたいわゆる改修mintsが操作できるようになりました（法施行はまだですので現実の訴え提起等はできません）。また、裁判所から、ダミーデータを用いて練習をしてよいとの連絡もありました。そこで、先日、改修mintsを使って訴え提起の練習をしてみました（提出にあたっては、実事件の情報を入力しない、添付ファイルは裁判所が用意したダミーデータを使用するなどの注意事項が

ありますので、ご留意ください）。

改修mintsによる訴え提起の場面では、①当事者・代理人情報、②申立内容、③添付書類、④参考事項の4つのタブがあり、それぞれに必要な入力をするのですが、当事者・代理人情報欄の入力を終え、プレビューをしようとすると、どこどこの項目は入力が必須です、というエラーメッセージが表示されました。漏れがあつたわけです。このようなことを3回ほど繰り返し、どうにか入力を終えたという次第です。ちなみに、他のタブは、ほぼ裁判所が用意したダミーデータを貼り付けるだけでしたので楽なものでした。一応、訴え提起までの操作ができました。当事者・代理人情報さえ入力できれば訴えの提起は可能、という印象です。その入力も、慣れていないから戸惑うだけで、やることは難しくありません。その後、「あなたが行った訴え提起の申立てが完了しました」という内容虚偽の（失礼！）メールが最高裁から届きました。私はサボりましたが、ウェブサイトにある「改修mintsのトリセツ」という動画を見ながらやっていただければ、失敗はほぼしないと思います。

とにもかくにも

私は、やったことがないことについては、分からない、面倒くさい、怖い、と思って、なかなか手を付けづらいと感じます。が、一度やってしまえばそうでもない、ということもあります。

上記の通り、mintsの登録申請は当会ウェブサイトのフォームから簡単にできます。また、昨年12月からほぼ月に1回のペースでmintsの研修講座が開催され、これは5月の後まで続く予定です*。日々裁判所から提供される情報が更新されており、ウェブサイトやメールマガジンなどで随時お知らせをアップデートしていますので、是非ご覧いただければと思います。

この記事が掲載される時点で、上記の情報がまだ有効であることを祈りつつ。

*: <https://www.toben.or.jp/members/mints.html>

常議員会議長席から

常議員会議長の「お役目」

常議員会 議長 志賀 剛一 (41期)



今年度は、通算4回目の常議員を議長の立場で経験している。

承知のとおり、常議員会は総会に次ぐ意思決定機関であり、入退会審査や規則の制定・改廃、予算・決算、総会付議事項などを始めとする様々な議題が上程され、審議される。

第1回常議員会の冒頭あいさつで、議長として議事進行の「公正」さは重視するが、「迅速性」にはあまりこだわらず、多くの常議員から様々な質問や意見が出るような健全な会議体としての場の提供を目指す旨の所信を述べた。本稿を書いている時点では、賛成・反対が拮抗するような議案には接していないものの、毎回、活発な議論が重ねられており、議長として一応の役目を果たせていると自負している。なお、今年度から常議員会へのオンライン出席制度

がさらに拡充され、壇上のモニターに複数のWeb出席者が表示されていることがあるが、海老原副議長が挙手や賛否を常に確認してくださっており、私は安心して議事に専念できている。

ところで、常議員会議長には重要な「お役目」があと2つある。1つ目は総会における常議員会の審議経過報告である。前述のとおり、常議員会は総会に次ぐ意思決定機関であり、選挙で選ばれた常議員によってどのような審議がなされたかは総会出席者にとって重要な関心事である。とりわけ、多数の質問や意見が出た議案については、なるべくていねいに報告するよう心掛けている。

2つ目は東弁大運動会において最後に万歳三唱をする「お役目」である。これは台の上で万歳を三唱するだけなので、この程度の言及にとどめておこうと思う。

副議長席に座ってみて

常議員会 副議長 海老原 信彦 (44期)



副議長は、議長の開会宣言の後、出席者数の報告を行う。午後1時の開会時には50数名で、今日は出席者が少ないとと思っていると、その後に出席者は続々増え、結果として毎回70数名が出席している。常議員数は80名だから、9割以上の出席率である。

副議長は、出席者数を報告し、議事録署名者を指名すると、後は殆ど発言することはない。志賀議長の議事進行が安定しているので、その後は会場とオンラインの画面を眺めていることになる。

会場を見渡していると、出席者の様子がよくわかる。出席者は皆ノートパソコンを持ち込んで議案資料を眺めているが、壇上から見る限り、皆さん事前に資料を読み込んで会議に臨んでいることが見て取れる。常議員会は毎回配布される資料が多く、内容を理解するのもなかなか大変である。若い常議員にとっては、問題の所在が十分につかめないこともあると思われる。そういうとき、常議員を何回か経験され

た方や役員経験者が質問や意見を述べていただくことは、議長団にとっても大変ありがたい。会議が活性化するし、問題の所在が理解しやすくなる。

副議長は、毎回の常議員会の前に開かれる正副議長会議にも参加する。そこでは、当日審議される議案や報告事項について担当役員から説明がある。担当役員は、担当する委員会や日弁連、関弁連の議論状況をふまえて、常議員会の場での質問を想定して準備をされている。常議員会の正副議長会議は、役員の方達の苦労と当会の現状を知ることのできる貴重な機会であると共に、我々の活動が事務局の周到な準備という支えのもとに成り立っている実情も感じる場であった。

年度末の時期に入り、大きな案件の審議も増えると思われるが、今年度の常議員の皆さんと共に、元気で任期を全うしたいものと思っている。

第9回 褐田事件のその後—再審無罪確定ですべて終わるわけではない

再審法改正実現本部 委員 伊藤 修一 (59期)

1 序

昭和41年6月30日未明、静岡県清水市のみそ製造会社専務宅で発生した強盗殺人・放火事件、いわゆる褐田事件は、令和6年9月26日、静岡地方裁判所が再審無罪判決を言渡し、同年10月9日、検察官が控訴権を放棄したことにより無罪が確定した。刑事案件としては終了したもの、これすべてが終わったわけではない。各種の請求が残っているのである。

2 刑事補償請求

- (1) 憲法40条は、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。」と規定し、これを受け刑事補償法がその詳細を定めている。褐田さんは逮捕勾留され、裁判で有罪判決を受け、その後の再審で無罪とされたのであるから、刑事補償請求ができる（刑事補償法1条）。
- (2) 補償金の額については、同法4条1項が定めており、1日1000円以上1万2500円以下の割合による額とされている。補償金の額を定めるには、「拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。」（同2項）とされている。
- 褐田さんの場合、減額する事由がないので、1日1万2500円の割合により算出した額の補償がなされた。

3 無罪費用補償請求

再審で無罪となった場合には、裁判に要した費用の補償が請求できることとされている（刑訴法188条の2第1項本文）。

- (1) 補償される費用の範囲は、「被告人若しくは被告人であった者又はそれらの者の弁護人であった者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限る」とされている（刑訴法188条の6第1項）。
- (2) 費用補償請求において問題となる事項は、以下のとおりである。

ア 再審請求審段階での費用—補償の対象とはならない（最高裁決定昭和53年7月18日最高裁判所刑事判例集32巻5号1055頁。いわゆる加藤老事件）。これでよいのかは大いに疑問がある。

イ 補償すべき費用の算定時期—①被告人又は弁護人であった者に対する旅費、日当、宿泊料については、これらの者が公判準備及び公判期日に出頭した時点、②弁護人であった者に対する報酬については、当該各審級の判決宣告の時点を基準として算定すべきとされる（最高裁決定昭和54年12月14日最高裁判所刑事判例集33巻7号917頁）。当時の時価が基準となっており、明らかに不合理である。

ウ 調査、証拠収集、実験、鑑定費用—明文にないものの、その調査等の結果をもとにした弁護人の訴訟活動が被告人の一審での無罪認定に大きく寄与したことが明らかである場合には「必要かつ相当と認められる範囲で報酬中に含めて補償の対象になる」と判示した裁判例がある（東京高裁決定平成13年2月13日判時1763号216頁。いわゆるロス疑惑事件）。概ね妥当であろう。

4 国家賠償請求

捜査、公判において公権力の違法な行使があり、これにより損害を被った場合には、国家賠償請求をすることができる（憲法17条、国家賠償法1条）。この請求をするにあたり注意が必要なのは、再審で無罪になったからといって直ちに起訴が違法にならないことである。「起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば」起訴は適法であるとされている（職務行為基準説。最高裁判決昭和53年10月20日民集第32巻7号1367頁）。このハードルはなかなか高く、褐田事件においても起訴時の違法性を立証できるかどうかがカギを握ることになる。

また、褐田さんは、46年もの間毎日死刑執行の恐怖に晒されてきたため精神を病んでしまったのであり、このことに対する慰謝料はどのように算定されるのか、という新たな問題点を提起している。

REKIKEN

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第40回 臨司意見書と臨司反対運動

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 梶嶋 裕之 (42期)

1 昭和39年8月、臨時司法制度調査会は、2年間の審議を経て、意見書（臨司意見書）を取りまとめました。これに対し、当会は徹底した反対運動を繰り広げ、その後の司法の在り方に大きな影響を及ぼすことになります。

2 臨時司法制度調査会（我妻榮会長）は、①法曹一元に関する事項、②裁判官および検察官の任用制度、給与制度に関する事項について調査審議するために、法律に基づき政府に設置された調査会です。委員は国会議員（7名）、法曹三者（各3名）、学識経験者（4名）の20名。設置法の提案理由によると、当時の訴訟遅延と裁判官不足への対応が調査会設置の主たる目的でした。

3 当初、弁護士会は、法曹一元実現の好機と捉え、調査会に期待をもって臨みました。実際、調査会は司法の人的基盤の問題を軸に幅広い検討を行ったものの、最大の論点は、法曹一元でした。

しかし、意見書は「法曹一元の制度は、これが円滑に実現されるならば、わが国においても一つの望ましい制度である。」としつつも、「この制度が実現されるための基盤となる諸条件は、いまだ整備されていない。」と結論づけます。事実上、法曹一元の実現を否定した提言でした。

4 また、意見書は、法曹人口の漸増、裁判官・検察官の増員と待遇改善、法曹有資格者の職域拡大、弁護士の紛争予防的活動の強化、弁護士の大都市偏在化の是正、法曹の一体感の育成などの提言とともに、司法行政における指揮命令系統の明確化、裁判所支部・簡裁の整理統合、簡裁の事物管轄の拡張、知的財産事件など特殊事件の集約的処理、司法試験の受験回数・年齢制限など広範な提言を行いました。

これらの提言には、個別には首肯できる内容も含まれていましたが、司法官僚体制の強化、効率優先の訴訟処理、弁護士の在野性の抑制と司法官僚体制への組み入れがその中核であるとして、弁護士会からは強い反発をもって受けとめられました。

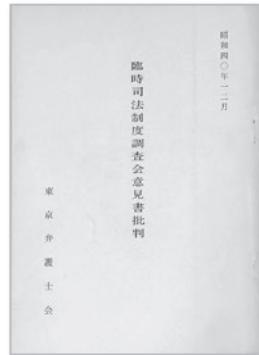
5 臨司意見書が公表された翌月の昭和39年9月、当会は司法制度臨時措置委員会を設置し、日弁連とともに、全国の弁護士会の先頭に立って反対運動を開始します。

同年12月の臨時総会では、意見書の実施阻止に向けた決議を採択。その後、反対運動資金として多額の寄付金が集められ、昭和41年度には臨時会費も徴収。司法試験法の改悪阻止、高裁支部廃止反対、簡裁の事物管轄の拡張反対など、意見書の実現阻止に向けた強力な反対運動が展開されます。

これによって、臨司意見書の主要部分は実現が阻止ないし軌道修正され、反対運動は一定の成果を上げたと評価できます。他方、弁護士会と裁判所、法務省・検察庁とは厳しい対立によって、長い冬の時代に入ることになります。

6 臨司意見書で取り上げられたテーマの相当部分は、それから35年を経て、司法制度改革審議会に引き継がれることになりました。

臨司意見書と反対運動をどう評価するか。これは平成13年の司法制度改革審議会意見書とその後の平成司法改革の評価にも連なる問題であり、未だ歴史とするには少し早い問題のようです。



法律家のための税法知識

第9回 特別清算による不良債権償却について損金算入が否認された事例

東京地裁平成29年1月19日判決(判例タイムズ1465号151頁)

税務特別委員会 委員 大澤 康泰 (59期)

1 事案の概要(簡略化している)

企業グループの財務改善計画の一環で、子会社の一つ(以下「本清算子会社」という)が、親会社等に對するもの以外の全債務を含む全事業(それ自体債務超過)を別の子会社に無償譲渡(以下「本事業譲渡」という)した後に解散し、特別清算手続内の個別和解で、親会社等が全債権(約9.9億円)を放棄した(以下「本件債権放棄」という)。

親会社がその償却額を損金算入して法人税を申告したところ、課税庁が当該償却額は寄附金に該当するとして、法定限度額超過分の損金算入を否認して法人税更正処分をしたため、それを親会社が争った事例である。

裁判所は、第一審及び控訴審(東京高判平29.7.26)とも、同様の理由で当該処分を是認した。

2 関連する法令及び通達の規定等

(1) 金銭債権の「貸倒れ」に関する法人税法(以下「法」という)の定め

ア 金銭債権は、その全部又は一部の回収が法律上不能となった場合(「法律上の貸倒れ」と、そうでないが債務者の無資力等で事實上不能となった場合に償却される。それぞれ、回収不能部分の消滅に伴う貸倒れ損と、債権の実質価値減少に伴う評価損と整理でき、どちらも本来は法人所得計算上の損金となる(法22条3項3号)。

イ ただ、貸倒れ損のうち債権放棄等によるものは、「經濟的利益の無償供与」として「寄附金」とされ、原則として損金算入が制限される(法37条1項本文、同条7項本文)。この制限された部分の損金算入の機會は永久に失われる。

もっとも、「廣告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利

厚生費とされるべきもの」は寄附金から除かれる(同条1項括弧書)。裁判例は、この「」内は例示で、通常の經濟取引として是認できる合理的理由があるもの一切を含むとするものが多い(大阪高判昭53.3.30、東京地判平21.7.29、東京地判平26.1.24等)。

ウ また、評価損は、債権全額の回収不能が客観的に明らかで、債権の消滅と同視できる場合(「事實上の貸倒れ」)を除き(最判平16.12.24民集58.9.2637。いわゆる興銀事件最判)、確定損失ではないとして損金不算入となる(法33条1項)。この場合、稅務会計上の債権価額は償却前の額に戻され(同条6項)、将来の損金算入の機会が残ることになる。

エ 以上から、債権償却額の損金算入はcase 1:債権者の処分行為によらない法律上の貸倒れ、case 2:經濟合理性のある債権者の処分行為による法律上の貸倒れ、case 3:事實上の貸倒れ、の場合のみ可能と解される。

(2) 上記に關連する法人税法基本通達(以下「通達」という)の定め

ア 「金銭債権の貸倒れ」の款

(ア) 損金算入要件として債権消滅事由を列挙する通達9-6-1が法律上の貸倒れに係るもので、うち(1)更生計画又は再生計画の認可決定、及び(2)特別清算に係る協定の認可決定は、case 1の例示の趣旨と明らかである。

他方、(3)法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定、及び(4)債務者の財務超過が相当期間継続し、弁済を受ける見込みのない場合の書面による債権放棄は、case 2の判断基準を示す趣旨と考えられる。

(イ) また、損金算入要件として債務者の無資力等と全額の回収不能の明白性を掲げる通達9-6-2は、

case 3の判断基準を示す趣旨と解される。

イ 「寄附金の範囲等」の款

(ア) 通達9-4-1は子会社等の整理等の場合の追加損失回避等の相当な理由からの、通達9-4-2は子会社等の再建の場合の合理的な再建計画に基づく等の相当な理由からの、やむを得ずした経済的負担は寄附金に該当しないとする（なお、この「子会社等」は取引先等までを含む概念である）。従って、これもcase 2の判断基準となると解される。

ただし、いわゆる第二会社方式での事業再生等、整理等と再建の区分は必ずしも明確ではなく、国税庁の質疑応答事例でも、両通達の相当の理由の有無につき、概ね同一の判断基準が示されている。

3 本判決の判旨及びその検討

(1) 判旨

概ね、以下のように整理される。

ア 本件債権放棄は、法令で合理性が担保されている特別清算に係る協定の認可決定ではないから、通達9-6-1(2)の適用はない。

イ 譲渡事業の損益が改善傾向にあり、銀行に即時の不良債権処理を求められた等もない本件では、債権全額が回収不能であったとはいえないから、興銀事件最判に照らし、通達9-6-1(4)の適用はない。

ウ 債権全額が回収不能ではなかった状況でした本件債権放棄は、やむを得ずしたとはいえないから通達9-4-1の適用はない。

エ 本件債権放棄は本清算子会社解散後のもので、「再建」の場合とはいえないし、仮に「再建」の場合であったとしても、やむを得ずしたとはいえないから通達9-4-2の適用はない。

(2) 検討

ア 本件はcase 1ではないから判旨アの結論は妥当だが、理由は不当と考える。例えば債権者1名の特別清算（本件もそれに準ずると伺われる）の合理性が、協定型と個別和解型で異なるとは到底考えられない（なお、債権者複数の場合も大差ない。会社法565条ただし書を参照）。

イ 判旨イが、「債権の全部又は一部」の法律上の貸倒れに係る通達9-6-1の適用を、事実上の貸倒れに係る興銀事件最判の「全額の回収不能を要する」との判示を援用して否定した点と、本件事業譲渡後における債権の回収可能性を無視した点も不当と考える。子会社間の本件事業譲渡は親会社の処分行為とは解し得ないから、本件債権放棄の寄附金該当性は、その実行時の状況のみで定まる解されるからである（なお、本件では争われていないが、本件事業譲渡で事実上の貸倒れが成立したともいえたのではないかと考える）。

ウ 判旨ウ及びエについては、判旨イに関する指摘がそのまま妥当する他、判旨エで形式的に「解散後だから再建ではない」とした点は、第二会社方式等による再建を無視しており不当であるとも指摘できる。

4 実務への指針

以上の通り、本判決の論理はかなり怪しいもので、それによって9億円超の損金算入の機会を永久に失わせたのは不当という他ないと考える（興銀事件最判の争点は、損金算入が当年度か次年度かの点に過ぎなかった）。しかし、それを高裁もほぼ丸呑みで是認している以上、これが税務訴訟の現実であり、追従判決が出る可能性が十分にあると認識しておく必要がある。

そのため、今後、債権償却額の損金算入を意図した特別清算については、不確実要素が多々ある個別和解型ではなく、協定型を選択すべきと考える。



こんな活動しています ~法律研究部・同好会~

vol.10 農林漁業法律研究部

弁護士×農林漁業!?

会員 小野 渡 (75期)

農林漁業法律研究部は、今まで支援が十分とはいえないかった農林漁業分野における法的問題に対応とともに、情報発信や法制度提言等を通じて業界の活性化に寄与すべく、2024年7月に設立された法律研究部です。現在21名の部員が所属しており、毎月一回の定例会や各分科会での活動に勤しんでいます。

本研究部は実践的な活動にも力を入れており、鈴木憲和農林水産副大臣(当時)との意見交換、陸上養殖施設の視察、農家や投資銀行、不動産会社といった農林漁業関係者のヒアリング等、農林漁業の現状と課題を知るための様々な取組みを行っています。直近では、慶應大学ロースクールの講義「農業と法」にスピーカーとして参加させていただき、学生にコメ高騰の原因を考えもらいました。



また、「弁護士自ら実践してみなければ農業のことが分かったとはいえない!」ということで、私たちは現在、農業法人を設立して農業にチャレンジしようとしています。農地の確保や農作業従事者をどうするか等、問題は山積みですが、まずは来年度中に何らかの形で作物を育ててみることを目標として、関係各所へのヒアリング等を進めているところです。

まだ設立して1年半も経たないフレッシュな研究部ですが、その分(?)活発に活動していますし、定期的に開催される懇親会も毎度大盛り上がりです。農業、林業、漁業に興味のある方、一次産業に弁護士がどのようにかかわるのか気になる方、あるいは美味しいご飯とお酒(農林漁業あってのものなので、もちろん研究対象です)が大好きな方、広く入部をお待ちしています!

*問い合わせ先: 業務課 TEL 03-3581-3332



こちらから読んでね



福笑い



わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

36期(1982/昭和57年)

私の人生の大変貴重な時間

会員 小島 延夫 (36期)



私は、修習36期で、湯島に司法研修所が、千葉県松戸市の馬橋に寮があり、修習が2年で、公務員に準じて給料がもらえた時代である。修習の時期は、1982年4月から1984年3月であった。第2次オイルショックの影響で、司法試験の合格者数が絞られ、司法修習同期は438名と、35期、37期と並んで少數であった。

まだまだのんびりしていた時代で、多くの自由な時間が使えた。

修習期間中に、いろいろな社会的課題の現場の人々や課題に取り組んでいる人々と弁護士、さらにはそうした問題を研究している学者などに会って話を聞くことができた。

タクシー運転手の労働組合を夜に訪問して、その勤務の実態を垣間みた。安中公害の現場に行って、現地を見て回った。

当時、大きな社会問題となりつつあった消費者問題については、同期の司法修習生の研究会を作り、食品公害問題に取り組んでいた当会の神山美智子会員や、サラ金問題の第一人者の当会の木村晋介会員などを訪ねて話を聞いた。

また、消費者問題解決の現場の感覚を知りたくて、国民生活センターや東京都の消費者生活センターで消費者相談をしている相談員の方々と勉強会を作り、定期的に勉強会をした。その紹介で、大阪弁護士会で、クレジットの抗弁権の切断問題のシンポジウムがあると聞けば、聞きに行った（そのシンポジウムの最後の挨拶をしたのは中坊公平弁護士（当時）であった）。

抗弁権の切断問題では、学問的研究もしたかったので、その問題で論文を書いていた京都大学の北川善太郎教授をお呼びして、京都で研究会を開き話を聞いた。

修習地であった水戸地裁には、修習期の途中で、東京スモン訴訟で有名な可部恒雄裁判官が所長としてきた。私が消費者問題に関心を持っていて、いろいろ学者や弁護士の話を聞きに行っているという話をしたら、そうした自主的研究を進めることはいいことだと、何かの機会に取り上げていただいた。

私は、現在でこそ、環境問題関係を専門とし、行政訴訟も多く扱い、ロースクールでも環境法・行政法を教えているが、当時は消費者問題が大きな問題となっていたので、消費者問題に取り組んでいた。

水戸での修習ではあったが、週末にはあちこちに出かけて、自由闊達に現場を見たし、人の話を聞いた。

弁護士になってからも、何かあるとすぐに現場に行き、人に会いに行った。その結果、大変多くの方々と知り合うことができたし、学ぶことも多かった。そうした基礎は、修習2年間の時期に形成されたように思う。

また、それと並行して、隔週くらいで東京で映画を見たり、演劇を見たり、オペラを見たりしていた。アマデウス（松本幸四郎と江守徹）、二期会の魔笛、ニール・サイモンの演劇（詳細は忘れた）などが記憶に残っている。モーツアルトに興味を持ったのは、日フィルの労働組合の人を呼んで、ミニコンサートを開いたのがキッカケだった。

本もたくさん読んだし、音楽もいろいろ聞いた。様々な経験を持った司法修習生と交流することも貴重であった。

それまで学生だった私にとって、2年間という司法修習の時間は、自分というものを形成し、社会に向かうことができるようになるために、大変貴重な時間であった。

「幅のある弁護士」を目指して

会員 柏尾 稜

1 はじめに

弁護士登録から、早いもので半年以上が経過した。登録当初は自分が弁護士になったという実感が薄く、弁護士と名乗ることに少し恥ずかしささえ感じていたが、今ではすっかり慣れた。事務所のデスク周りに事件記録が積み上がっていく様子を眺めては、弁護修習で見た指導担当弁護士の姿を思い出し、「自分も弁護士になったのだな」と実感する毎日である。さて、この度の新人研修で広報委員会に配属されたご縁で、本稿の執筆依頼をいただいた。しかし、私には特段の文才も、語るべき面白い経験もないため、この半年間の業務を振り返ることで、筆を進めたい。

2 初めて一人で担当した刑事事件

これまで、先輩方の指導の下で様々な業務に携わってきたが、その中で痛感しているのは、法律知識はもとより、メール一本、電話一本の対応に至るまで、あらゆる面で自分の実力不足であるということだ。弁護士になる前に出会った弁護士が「弁護士は一生勉強だ」といっていたことの意味が、ようやく少しだけ分かったように思う。

そんな中、事務所の先輩の勧めもあり、一人で事件を処理する経験を積むべく、刑事弁護に取り組んだ。当番弁護士として配点され、いざ接見に行くとなつたときはとても緊張したのを覚えている。準備して臨んだつもりでも、実際に業務として行ってみると、分からぬことだらけで、被疑者に頼りない弁護士だと思われないよう、必死に頭を回転させ、何とか乗り切った。初対面の被疑者と信頼関係を築き、事件の見通しを説明し、方針を立てる。その

全てを自分の責任で行うことの重圧と難しさを痛感した。

事件は軽微な窃盗であったが、被疑者が住所不定であったため勾留され、引き続き国選弁護人として活動した。不起訴を目指す活動と並行し、被疑者の生活再建も見据えるべきだと考え、刑事弁護新人セミの指導担当の赤木竜太郎会員にアドバイスをいただきながら、無い知恵を絞って取り組んだ。幸い、結果は起訴猶予となり、釈放当日は警察署に被疑者を迎えて行き、その足で生活保護の申請にも同行して、私の国選弁護人としての業務は終わった。初回接見では緊張している様子であった被疑者が、接見を重ねるにつれて徐々に心を開いてくれ、生活保護の申請時の面談で「先生はよくしてくれた」と言ってくれた。弁護士として、少しだけ報われたように感じた瞬間であった。私の弁護人としての活動が、彼の社会復帰に少しでも繋がっていることを願うばかりである。

3 将来の抱負

私は、幅広い分野に対応できる「幅のある弁護士」になりたいと考えている。

今回、初めて刑事事件を一人で担当し、自分の力不足を痛感すると同時に、事件の処理を通じて少しずつ成長できているという実感も得ることができた。書籍から学ぶ知識も重要であるが、実際の事件と向き合うことでしか得られない知見や能力があるよう思う。これからも様々な分野の事件を経験することで、弁護士としても、一人の人間としても、その幅を広げていけるよう努力していきたい。

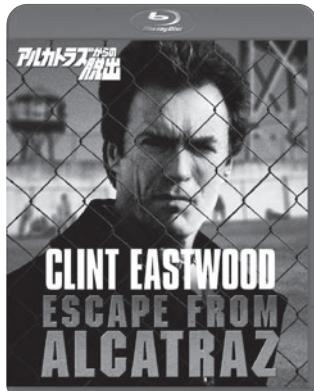
『アルカトラズからの脱出』

1979年／アメリカ／ドン・シーゲル監督作品

再び刑務所の島になる前に

会員 福井 達也 (48期)

アルカトラズからの脱出
Blu-ray: 2,619円／DVD: 1,572円 (税込み)
発売・販売元: 株式会社ハピネット・メディアマーケティング
© 1979 by Paramount Pictures Corporation. All Rights Reserved.
※商品情報は記事公開時点のものです。最新の内容をご確認ください。



昨年6月、トランプ大統領がアルカトラズ島の刑務所を再開する指示を出したという新聞記事を目にした。2000年私はこの島を訪れた。しかも、同期同クラスであった本誌の現編集長と一緒に。

アルカトラズ島はサンフランシスコ湾に浮かぶ小さな島で、観光客が行き交う賑やかな海岸からフェリーで15分ほど。灯台や砲台の設置場所から南北戦争前後には監獄としても利用されるようになり、有名どころではアル・カポネも収容された。しかし、島の収容所であることから潮風による建物の老朽化が激しく、食料や水を船で運ばなければならないことからコストが他の施設の何倍もかかり1963年に閉鎖された。以降はサンフランシスコの観光スポットの一つとなっている。一部収容棟が保存されており実際の独房にも入ることができる。今の島の状況を知るのであれば、元軍人の反乱分子が島を占拠した「ザ・ロック」が適当であろう。

本作の主演はご存じクリント・イーストウッド。彼に対するイメージや代表作は年代によって様々であろう。「バック・トゥ・ザ・フューチャー3」の中で、西部開拓時代名前を聞かれたマーティ（マイケル・J・フォックス）は自身をクリント・イーストウッドと名乗った。1960年代、クリント・イーストウッドは「荒野の用心棒」「夕陽のガンマン」に代表される西部劇の主人公であった。だが、私にとっての彼は「ダーティハリー」である。その後の名監督や田舎町の市長のイメージは失礼ながらあまり無い。

本作の監督はドン・シーゲル。1960年代後半に2人は知り合い、何本かの映画製作を経て、1972年日本

公開の「ダーティハリー」に至る。「ダーティハリー」シリーズは1988年公開の5作目まで続くが、イーストウッドは20数年間銃を撃ち続けてきたことになる。本作は、最初の「ダーティハリー」以来8年ぶりのシーゲルとイーストウッドの作品である。しかも「ダーティハリー」シリーズが続いている中での囚人の役であり、もちろん彼が銃を持つことはない。役柄は正反対であるものあまり笑わないのは両作品に共通している。場所はともにサンフランシスコ。苦虫を噛み潰したような表情に山田康雄さんの吹き替えの声が何とも言えずしきりくる。

本作には、「ショーシャンクの空に」同様、刑務所長、刑務官、リーダー格の受刑者、高齢の受刑者が登場するが（というより「ショーシャンクの空に」が本作を参考にしたというべきか）、刑務所長が私腹を肥やすことはないし、刑務官が無慈悲に受刑者を銃殺することもない。霧がかかったような薄暗いサンフランシスコの空気の中、淡々と受刑者の生活が描かれ、脱獄の準備が続き実行に至る。作品を見終わった時の清々しさなど皆無にもかかわらず、40年以上経った今でも心に残る作品の一つである。

その後、トランプ大統領から刑務所再開の具体的な指示が出されたとは報じられておらず、また、施設の管理維持、運営の大変さからすれば、アルカトラズ島が再び刑務所の島になる可能性は極めて低いのではないかと思うが、サンフランシスコに行く予定がある方は、是非本作を観たうえでアルカトラズ島を訪れていただきたい。

コーヒーブレイク



マッシモ劇場前で ファルコーネ判事を偲ぶ



会員 鶴巻 晓 (49期)

シチリア島は、四国の1.4倍ほどの面積がある地中海最大の島である。人口約70万人の中心都市パレルモにあるマッシモ劇場【写真】は、1897年に開館したイタリア最大かつヨーロッパ全体でも有数の規模を誇る壮麗なオペラ劇場である。その正式名称は、イタリアを統一した初代イタリア国王の名前に由来する「偉大なるヴィットーリオ・エマヌエーレ劇場 (Il Teatro Massimo Vittorio Emanuele)」である。



1990年公開の映画「ゴッドファーザー part III」を鑑賞したことがある読者も多いだろう。マフィア組織を率いる「ゴッドファーザー」である主人公マイケル・コルレオーネが後継者として期待していた息子アンソニーは、マフィアを嫌悪しオペラ歌手を目指していた。映画の終盤、アンソニーがいよいよ歌手デビューするオペラ作品が上演されるのがマッシモ劇場である。

筆者のようなミニボーリー弁護士*1からすると、息子が出演するオペラをマフィアのボスが鑑賞することにより大切な家族を抗争事件に巻き込んでしまうことを、あたかも主人公の悲劇のように描いているのはいただけない。同情すべきは巻き込まれた家族の側だろう。

話を現実世界に戻そう。1980年代、シチリア島出身のジョヴァンニ・ファルコーネ判事（予審判事）は、マフィアからの転向者を証人として活用することによ

り、多数のマフィア構成員を起訴に持ち込んで有罪判決を得ていた。

日本で暴力団対策法が施行された直後の1992年4月から5月にかけて、日弁連民事介入暴力対策委員会では、諸外国の組織犯罪対策法制研究の一環としてイタリア視察を行い、関係機関の協力を得てファルコーネ氏との面会を果たしたが、同氏はかねてからマフィアの逆恨みを受けており、そのわずか約3週間後の同年5月23日、パレルモ空港から市内に向かう高速道路の路上で車両ごと爆殺されてしまったのである。

この許しがたい事件のあと、パレルモ市民はマッシモ劇場前の広場からデモ行進するなどしてファルコーネ氏を追悼し、マフィアに対する抗議の意思を示したと言われる。「ゴッドファーザー part III」のロケ地としての印象が強かったマッシモ劇場は、今では反マフィア運動にとっての象徴的な場所にもなっている。

この事件は、イタリア国内だけでなく国際的にも衝撃をもたらした。1994年7月にナポリで開催された先進国首脳会議において、国際的組織犯罪対策の必要性が初めて取り上げられ、同年11月にはナポリで組織犯罪に関する世界閣僚会議が開催された。その後、2000年11月には国際組織犯罪防止条約が国連総会で採択された。同年12月には、この条約及び関連議定書の署名会議がパレルモで開催されたことから、この条約はパレルモ条約と呼ばれ、日本も2017年にこの条約を批准している。

このたび筆者は、念願かなって、パレルモで活発に行われているNO MAFIAツアーに参加し、反マフィア運動に取り組むガイドから熱い思いを聞くことができた。このツアーの出発地もマッシモ劇場前広場である。組織犯罪による被害者救済や被害予防に取り組む者として、国際的な組織犯罪対策の取組みが大きく前進することを願い、厳粛な気持ちで現場に立ったのである。

* 1: 本年度の日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長を務めている。